

**三重県男女共同参画基本計画  
第一次実施計画**

**平成14年3月  
三 重 県**

# 目次

## 第1章 第一次実施計画の策定にあたって

1 実施計画策定の趣旨	1
2 実施計画の期間	1
3 重点的に取り組む事項	1

## 第2章 施策の方向、施策及び実施事業

男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進	4
政策・方針決定過程における男女共同参画の推進	13
働く場における男女共同参画の推進	
－ 雇用等の分野における男女共同参画の推進	19
－ 農林水産業、商工業等の自営業における男女共同参画の推進	25
家庭・地域における男女共同参画の推進	29
人権の尊重と心身の健康支援	
－ 男女共同参画を阻害する暴力等への取り組み	36
－ 生涯を通じた男女の健康と生活の支援	44

## 第3章 計画の推進

### (参考資料)

第一次実施計画における目標一覧	59
参考データ	62

## 第一次実施計画の策定にあたって

### 1 実施計画策定の趣旨

#### (1) 基本計画の着実な推進

「三重県男女共同参画推進条例」に基づいて、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくため、「三重県男女共同参画基本計画」を策定しました。

実施計画は、基本計画を着実に推進するために、期間を定めて、施策の目標と事業の推進方向を明らかにするとともに、できるだけ具体的な事業を掲げます。

#### (2) 目標の設定

実施計画では、できるだけわかりやすく、具体的な目標を設定します。

また、参考資料として、男女共同参画の現状を表すデータを示します。

### 2 実施計画の期間

計画の期間は、2002年度（平成14年度）から2004年度（平成16年度）までの3年間とします。

三重県の新しい総合計画「三重のくにづくり宣言」第二次実施計画や「三重県人権施策基本方針」第二次推進計画との整合をはかりながら、推進します。

### 3 重点的に取り組む事項

男女共同参画に関する施策の推進にあたって、第一次実施計画期間においては、次の事項を重点的に進めます。

#### (1) 男女共同参画意識の普及と学習機会の充実

男女共同参画についての理解は、男女共同参画社会基本法、三重県男女共同参画推進条例等の制定以降、急速に浸透しつつあるものの、まだ、十分ではなく、誤解や偏見も見られます。

このため、市町村、NPO等と協働しながら、多様な方策で、わかりやすく、具体的な広報を行うとともに、県民の皆さんが男女共同参画について学習や意見交換ができる機会を充実し、正しい理解を促進します。

#### (2) 県民・NPO等の主体的な取組に対する支援

男女共同参画を推進するためには、県民の皆さんの主体的な取組が重要です。

県は、家庭、地域、職場等において、それぞれの立場で積極的な取組が行われるよう必要な支援を行い、連携して男女共同参画社会の実現に取り組みます。

また、方針決定の場など、さまざまな分野に男女が参画し、能力と個性を十分

に発揮できるよう、エンパワーメントを支援します。

(3) 家庭・地域における男女共同参画の推進

男女共同参画を推進するためには、家庭や地域の一員としての責任を果たしながら、職業生活、その他の活動とのバランスのとれた生活を築いていくことが大切です。

そのため、家族の一人ひとりが自立して家族的責任を果たす意識を高めるとともに、子育てや介護などを社会全体で支援するシステム、地域における県民・NPO等による支援、職場環境の整備などを推進します。

(4) ドメスティック・バイオレンスに対する相談、支援体制の整備

ドメスティック・バイオレンスに対応するため、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(いわゆるDV防止法)が2001年(平成13年)10月から施行されました。

県においても、女性相談所や男女共同参画センターなどにおける相談は、年々増加しています。

そのため、ドメスティック・バイオレンスが人権侵害であるという意識の浸透をはかるとともに、早急に相談、支援体制を整備充実します。

(5) 市町村との連携強化と事業者に向けての働きかけ

男女共同参画を推進するためには、事業者の皆さんの主体的な活動と市町村の取組が不可欠です。

そのため、県は市町村の自主性を尊重しながら、計画策定、研修や事業の実施などを積極的に支援するとともに、協働で取り組みます。

また、事業者との意見交換や、事業所における男女共同参画の実態把握、優良事例の紹介・表彰などを通じて、事業者に対する働きかけを行っていきます。

(6) 県の推進体制の充実と率先実行

男女共同参画を推進するためには、社会のあらゆる分野における取組が必要であることから、総合行政で取り組むとともに、県の施策・方針決定や実施にあたって、男女共同参画の視点が反映されるよう職員研修を充実します。

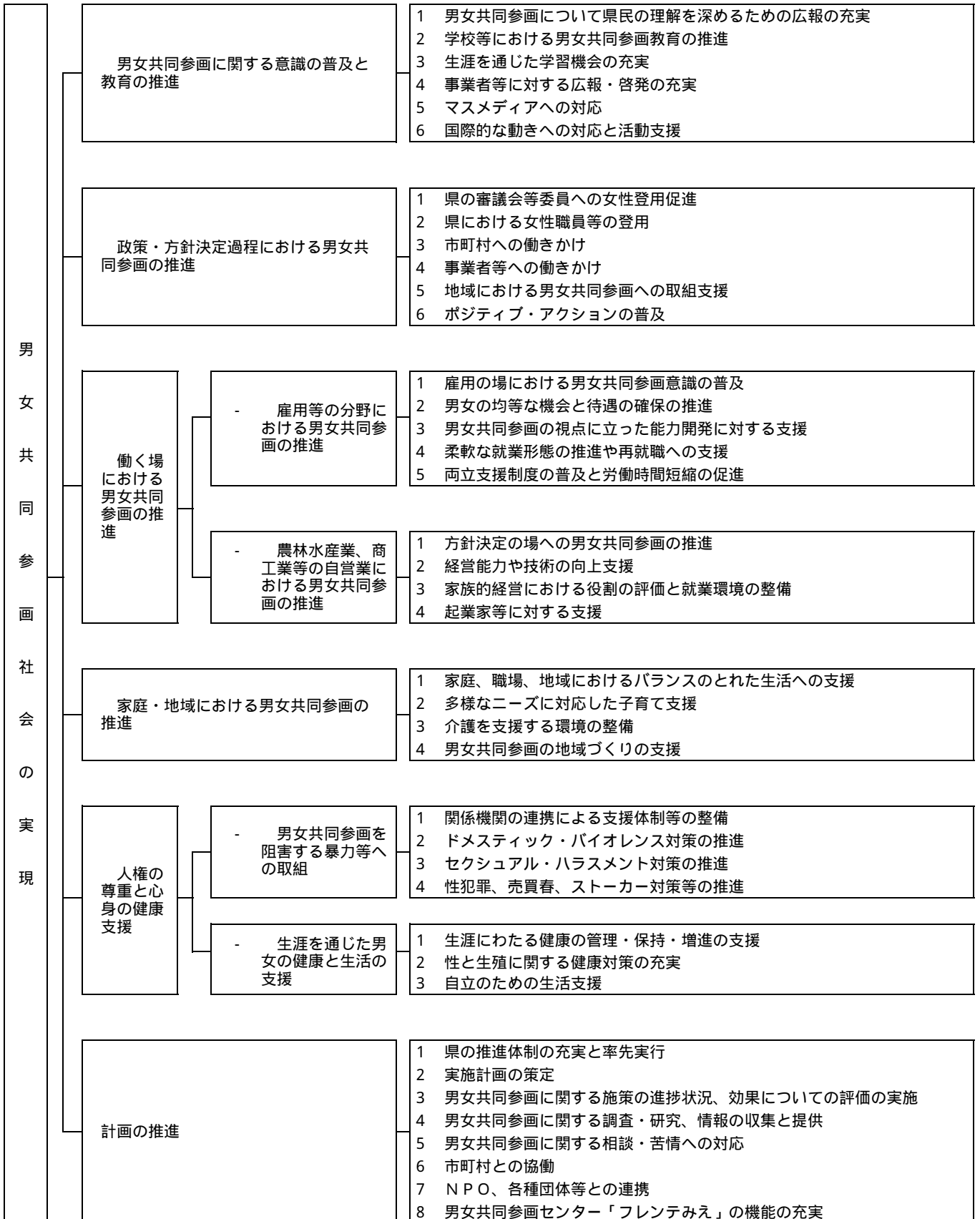
また、男女共同参画の職場づくりに率先実行で取り組みます。

## 三重県男女共同参画基本計画・実施計画の体系

(目標)

(基本施策)

(施策の方向)



## 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進

### 【基本計画における 2010 年度の目標】

#### 【地域・社会】

- ・ NPO、各種団体、行政などによって県民の理解を深めるための多様な広報・啓発活動が展開され、人権意識、男女共同参画意識が広く県民に浸透しています。
- ・ 生涯を通じて男女共同参画についての教育・学習機会が充実しています。
- ・ 男女共同参画を阻害する要因となっている社会制度、慣行が改善されています。

#### 【家庭】

- ・ 家族が互いに尊重しあい、家族の一員として共に責任を担って、協力しあっています。
- ・ 子どもたちに対しては、人権尊重、男女平等意識に基づいて、家庭教育が行われています。

#### 【働く場】

- ・ 男女共同参画に関する意識が普及し、性別による差別的取扱を受けることなく、個性と能力を生かして働くことができるようになっています。
- ・ 事業活動にあたって、男女共同参画への配慮が行われています。

### 1 男女共同参画について県民の理解を深めるための広報の充実

男女平等、人権尊重の意識や男女共同参画意識の普及をはかるために、NPO、各種団体、市町村等と協働しながら、県民の身近なところで幅広い活動を展開していきます。

また、男女の生き方等に影響を与えている社会制度、慣行等について、自主的に点検、見直しなどが行われるよう、多様な媒体を通じた、わかりやすい広報・普及を行います。

広報紙、新聞、テレビ、ラジオ、インターネット等多様な媒体を活用し、男女共同参画意識の普及を行います。

男女共同参画を阻害する要因となっている社会制度、慣行等の見直しを促進します。

性別による固定的役割分担にとらわれない男女の多様な生き方を社会に浸透させるため、県の広報表現のあり方について検討し、率先して取り組みます。

団体、企業、行政などからなる推進連携組織を通じて、男女共同参画社会づくりに向け、協働による取組を進めます。

NPO等が行う男女共同参画社会づくりのための普及啓発活動等を支援します。

### 【第一次実施計画の目標】

目標項目	現状値 (2001年度)	目標値(2004年度)
男女共同参画意識普及度	54.0%	59%

- ・ 性別による固定的な役割分担意識の一つである「男は仕事、女は家庭」という考え方に対し、「同感しない」、「どちらかといえば同感しない」と思う人の割合(県民意識基礎調査)

【第一次実施計画の事業】

事業内容等	担当部局
<p>情報紙「フレンテ」等を通じて、男女共同参画に関する情報提供を行います。</p>	生活部
<p>「みえ出前トーク」等県民とのコミュニケーションの機会を活用して、広聴広報活動を展開します。</p>	生活部
<p>男女共同参画推進について、新聞、テレビ、ラジオ、インターネット等各種媒体への積極的な情報提供を行います。</p>	生活部
<p>「男女共同参画週間（6月23日～6月29日）」「人権週間（12月4日～12月10日）」「農山漁村女性の日（3月10日）」等、さまざまな機会を通じて広報活動を展開します。</p>	生活部 農林水産商工部
<p>男女共同参画センター「フレンテみえ」の情報コーナー、ホームページの充実、メールマガジンの発行など情報提供機能を充実します。 （第3章 - 8の再掲）</p>	生活部
<p>男女共同参画の視点から、県の広報・出版物に関するガイドラインを作成します。</p>	生活部
<p>社会的影響力の大きいリーダー的立場にある者を対象として「トップセミナー」等を開催します。（ - 3の再掲）</p>	生活部
<p>各種団体等からなる「アイリス21推進連携会議」（アイリスネットワーク）を通じて、男女共同参画に関する広報・普及活動を展開します。</p>	生活部
<p>ビデオやパネル、パンフレット等各種啓発資料等を充実します。</p>	生活部
<p>県民、NPO等の参画を得て、男女共同参画について考えるフォーラムを開催します。</p>	生活部
<p>地域において、県民、NPO、事業者、行政等による実行組織を設置し、さまざまな課題に対する男女共同参画推進の取組を展開します。 （ - 4の再掲）</p>	生活部
<p>人権問題への正しい理解、人権尊重の意識を広く浸透させるため、各種啓発事業を実施します。</p>	生活部
<p>県民局単位で組織している広域人権まちづくり事業推進協議会を中心にして、市町村や団体と連携しながら、積極的に広域的な啓発活動を推進します。</p>	生活部

2 学校等における男女共同参画教育の推進

人権を尊重する意識や男女平等観をはぐくむとともに、性別にとらわれずに個性や能力を伸ばす教育を行います。

また、主体的に多様な選択ができるよう配慮した進路指導を行います。

教育や保育に携わる教職員が、男女共同参画の理念を理解し、意識を高め、教育に反映できるよう体系的な研修を計画的に実施します。

男女共同参画意識の普及に関する効果的な指導方法について、調査・検討を行います。

男女共同参画の視点に立った教育を推進するための教材を充実します。

子どもたちが、男女の固定的なイメージや役割意識を持つことのないよう、指導や学校運営の点検・見直しを行います。

総合的な学習の時間等を活用し、自己のあり方や生き方について、児童、生徒が自ら考える機会を提供します。

男女が、家庭生活を営むために必要な知識、技術等を学習する家庭科教育を推進します。

生命の尊重、男女平等の視点に立って、性に関する教育を進めます。

学校行事、PTA活動などを活用して、保護者に対する男女共同参画意識の普及を進めます。

【第一次実施計画の目標】

目標項目	現状値 (2000年度)	目標値(2004年度)
人権教育基本方針策定市町村数	5	35

・さまざまな人権に係わる問題を解消し、男女平等の理念に基づく教育を推進していくための指針「人権教育基本方針」の策定市町村数

【第一次実施計画の事業】

事業内容等	担当部局
県内すべての学校が、人権、男女共同参画に関する課題を明らかにし、その解決をはかるための活動や計画を策定し、子どもや教育関係者及び保護者などとともに取り組み、子どもたちや教職員等の人権、男女共同参画意識を高めます。	教育委員会
地域と連携をはかりながら、子どもや教職員が豊かな人権感覚や男女共同参画に関する意識を身につけるため、人権教育推進計画に基づく実践や教職員の資質向上のための研修会などを行います。	教育委員会
人権、男女共同参画についての理解と認識を高めるため、教職員に対する研修の充実をはかります。	教育委員会
男女共同参画に関する教育を進めていくために、総合教育センターにおいて、県内の教職員を対象に研修を実施します。 初任者研修、教職経験者研修、管理職研修、スキルアップ研修 等	教育委員会
人権、男女共同参画に配慮した保育を行うため、保育士を対象に研修を実施し、リーダーを養成します。	健康福祉部



事業内容等	担当部局
<p>児童・生徒向けの男女共同参画啓発資料等を作成し、各方面に活用を働きかけます。</p>	生活部
<p>小学生対象の男女共同参画教育用テキストを活用して、男女共同参画に関する教育を推進します。</p>	教育委員会
<p>学校教育において、例えば社会科では女性に対する差別や男女共同参画を、体育保健科では男女の体のしくみを、学級活動では男女の性の問題を扱う学習を進めるなど、各教科・領域で男女の固定的な役割分担の見直しを進めるとともに、子どもたちの男女平等に関する意識を育みます。</p>	教育委員会
<p>すべての子どもが、自己表現・自己決定やコミュニケーション能力などを高め、人権を尊重する行動力を身につけ、自己実現がはかれるよう「自分たちから出発する人権学習」等を推進します。</p>	教育委員会
<p>さまざまな人権、男女共同参画に関する学習をカリキュラムの中に位置づけるとともに、その実践に取り組みます。</p>	教育委員会
<p>総合的な学習の時間において、男女平等の理念に基づき、男女共同参画に関する教育を推進します。</p>	教育委員会
<p>新学習指導要領の趣旨を踏まえ、家庭科の学習において、男女が相互に協力して家族の一員としての役割を果たし、家庭を築くことの重要性を認識させる教育を推進します。</p>	教育委員会
<p>進路指導にあたっては、男女平等・男女共同参画の視点に立ち、幅広い情報提供を行うとともに、本人が自分の適性や将来設計に基づいて主体的に進路を選択できるよう指導します。</p>	教育委員会
<p>学校行事、PTA活動などあらゆる教育活動の場到人権尊重、男女共同参画の視点を位置づけて取り組むことを通して、子どもや教職員及び保護者などの人権意識を高めます。</p>	教育委員会
<p>私立学校の教職員の人権、男女共同参画についての認識を深め、人権教育を充実し、性別にとらわれない個性と能力を伸ばす教育の支援を行います。</p>	生活部

3 生涯を通じた学習機会の充実

県民が生涯を通じて、身近な地域で男女共同参画について学習できるよう、その機会を充実します。

また、社会的影響力の大きいリーダー的な立場にある者に対する研修や地域リーダーを養成するための研修を充実します。

三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」と生涯学習機関が連携をはかり、男女共同参画の視点に立ち、多様なニーズに応じた学習機会を充実します。

公民館等社会教育施設の講座担当者に対し、研修を充実します。

誰もが学習活動に参加しやすいよう、託児サービス、休日・夜間開催など、参加者の立場に立った配慮を行います。

トップセミナーの開催など社会のリーダー的な立場にある者を対象とした研修を充実します。

家庭における男女共同参画や家庭教育を推進するための研修や情報提供を充実します。

男女が社会のあらゆる分野における活動に主体的に参画することができるように、エンパワメントの機会を拡充します。

【第一次実施計画の目標】

目標項目	現状値 (2000年度)	目標値(2004年度)
男女共同参画に関する講座等の受講者数	1,192人	1,400人

・県が実施、又は、支援する男女共同参画に関する講座等の受講者数

【第一次実施計画の事業】

事業内容等	担当部局
男女共同参画に関して、対象者や課題などさまざまなニーズに対応できる多様な講座を開催します。(第3章-8の再掲)	生活部
男女共同参画に関する学習を支援するため、研修テキスト等各種資料を充実します。	生活部
県民、事業者、市町村等が行う男女共同参画に関する講座等に対して、講師派遣、資料の提供などの支援を行います。(第3章-8の再掲)	生活部
地域における男女共同参画の推進と地域社会における学習活動の活性化をはかるため、男女共同参画推進担当職員、社会教育に関わる職員及び地域・学校・団体等の学習グループの指導者を対象とした研修会を開催します。	教育委員会
各種講座等の開催にあたっては、託児サービス、休日・夜間開催等、誰もが参加しやすいような配慮を行うよう努めます。	生活部ほか 全部局
社会的影響力の大きいリーダー的な立場にある者を対象として「トップセミナー」等を開催します。	生活部

事業内容等	担当部局
<p>子育てやしつけなど家庭教育についての意識啓発を行い、家庭の教育力の充実をはかります。</p>	<p>教育委員会</p>
<p>子育て中の親の身近な相談相手として「子育てサポーター」を配置するとともに、さまざまな交流事業を実施するなど地域が一体となって子育てを支援していくためのネットワークづくりを進めます。</p>	<p>教育委員会</p>
<p>家庭教育等に関する専門的な知識や技能をもった指導者（地域教育コーディネーター）を養成し、地域の教育力の活性化をはかります。</p>	<p>教育委員会</p>
<p>家庭における父親の重要性、父親の家庭教育に関する課題などをさまざまな視点から取り上げ、父親の家庭教育への参加を促進します。</p>	<p>教育委員会</p>
<p>さまざまな社会活動に主体的に参画することができるように、地域のリーダー等を対象に、政策形成能力、マネジメント能力等の向上を目的とした研修会を開催します。</p>	<p>生活部</p>

4 事業者等に対する広報・啓発の充実

事業活動における男女共同参画への配慮、働く場における男女共同参画の推進のために、経営者や管理職等を対象とした普及啓発を充実します。

男女雇用機会均等法など労働関係法規の趣旨や内容についての理解を深めるとともに、職場における固定的な性別役割分担意識やそれに基づく制度、慣行などの解消に向けた啓発を行います。

自主的な研修を促進するため、テキスト等研修資材を提供するなどの支援を行います。

【第一次実施計画の目標】

目標項目	現状値 (2001年度)	目標値(2004年度)
「三重の労働」等による情報提供件数	10件	20件

【第一次実施計画の事業】

事業内容等	担当部局
雇用の場における男女共同参画推進のための各種情報を、県発行の広報紙「三重の労働」及びホームページ等に掲載し、情報発信します。	生活部
男女雇用機会均等法など労働法規の趣旨や内容についての理解を深めるため、関係機関と連携し、普及啓発に努めます。 ( - - 2の再掲)	生活部
男女が平等に個性や能力を発揮することができる職場づくりのため、シンポジウム、セミナー等を開催します。( - - 1の再掲)	生活部
地域において、職場における男女共同参画について考える勉強会、セミナー等を開催します。( - - 1の再掲)	生活部
社会的影響力の大きいリーダー的立場にある者を対象として「トップセミナー」等を開催します。( - 3の再掲)	生活部
パートタイム労働者及び事業主向けに「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」に関するセミナーを開催し、リーフレット等により普及啓発に努めます。( - - 4の再掲)	生活部
事業者(労務管理者)及び勤労者を対象に「仕事と家庭の両立について」をテーマとしたセミナーを開催します。( - - 5の再掲)	生活部
事業者が実施する男女共同参画に関する研修を支援するため、研修テキスト等各種資材を作成します。	生活部
県が制作した啓発ビデオの活用をアイリス21推進連携会議等を通じて、事業者へ働きかけます。( - - 1の再掲)	生活部

5 マスメディアへの対応

県民の意識形成に大きな影響力を持つマスメディアに対し、人権尊重、男女共同参画意識の普及等について、理解と協力を求めています。

また、県民が情報を選択したり、理解する能力を高めるため、メディア・リテラシーに関する教育、学習機会を充実します。

マスメディアに対して、人権の尊重や男女共同参画の視点に立った表現についての理解を求めるとともに、自主的な取組を促進します。

男女共同参画に関する県の事業などについて、積極的に情報提供を行います。

県民のメディア・リテラシーを高める教育、学習手法について、調査・検討を行い、実施します。

【第一次実施計画の目標】

目標項目	現状値 (2000年度)	目標値(2004年度)
報道機関への情報提供件数	28件	48件

・男女共同参画に関して報道機関へ情報提供を行った件数

【第一次実施計画の事業】

事業内容等	担当部局
県の広報・出版物に関するガイドラインの提供等を通じて、男女共同参画の視点に立った表現についての理解、協力を求めます。	生活部
人権尊重や男女共同参画の視点に立った表現について、報道機関等との意見交換会を開催します。	生活部
新聞、テレビ、ラジオ等報道機関に対して、男女共同参画に関する積極的な情報提供を行います。	生活部ほか 関係部局
県民のメディア・リテラシーに関する学習を支援します。	生活部

6 国際的な動きへの対応と活動支援

男女共同参画については、国際社会における活動との協調が重要であることから、積極的に情報を収集、提供します。

また、男女共同参画の視点から国際交流、国際協力および在住外国人との共生をめざす活動を支援します。

男女共同参画に関する国際的な取組などについて、情報収集し、県民へ提供するとともに、県の施策に反映するよう努めます。

NPO等による国際交流、国際協力および在住外国人との共生を進める活動を支援するとともに、担い手のエンパワーメントを促進します。

【第一次実施計画の目標】

目標項目	現状値 (2001年度)	目標値(2004年度)
国際ボランティア人数	540人	630人

・国際交流・協力、通訳などを行ったり、行おうとしているボランティアの数((財)三重県国際交流財団登録簿)

【第一次実施計画の事業】

事業内容等	担当部局
国連におけるさまざまな活動をはじめ、男女共同参画に関する国際的な取組について、情報収集し、県民に提供します。	生活部
男女共同参画に関する国内外先進地の調査研究に対する支援を行います。(第3章-8の再掲)	生活部
NPO等による国際交流、国際協力、在住外国人との共生をめざす活動を支援します。	生活部
国際交流、国際協力及び在住外国人との共生を進める活動等の担い手のエンパワーメントを促進します。	生活部

## 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進

### 【基本計画における2010年度の目標】

<p><b>【地域・社会】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>男女が社会の対等な構成員として、政策・方針決定過程に共に参画し、活動し、責任を担う社会づくりが進められています。</li> <li>男女共同参画を阻害している制度や慣行が見直され、地域活動に男女が共に参画しています。</li> </ul> <p><b>【働く場】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>男女が性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮することができる職場づくりが進められ、女性の登用、職域拡大が進んでいます。</li> </ul>
---

### 1 県の審議会等委員への女性登用促進

県の施策・方針決定過程の場における男女共同参画を進めるため、審議会委員等へ積極的に女性を登用します。

また、女性の人材情報の整備とリーダーの育成を促進します。

三重県審議会等女性委員登用促進基本要綱などを活用しつつ、女性委員の登用の促進をはかります。

委員構成の見直し、公募委員制の導入検討等、男女が参画しやすいしくみづくりを進めます。女性リーダーの育成を促進するとともに、ネットワークづくりを支援します。女性の人材情報の整備を行うとともに、その情報を提供します。

### 【第一次実施計画の目標】

目標項目	現状値 (2001年度)	目標値(2004年度)
県の審議会等への女性委員の登用率	26.9%	32%

・県が設置している審議会等において女性の委員が就任している割合

### 【第一次実施計画の事業】

事業内容等	担当部局
三重県審議会等女性委員登用促進基本要綱等に基づき、女性の登用を積極的に進めます。	全部局
委員構成の見直し、公募委員の導入検討、推薦団体等への働きかけなど男女が審議会等に参画しやすい仕組みづくりを進めます。	全部局
女性リーダーを養成し、エンパワーメントを支援します。	生活部ほか 関係部局
人材リストを整備充実し、活用をはかります。	生活部

2 県における女性職員等の登用

平等取扱の原則と能力主義を踏まえつつ、女性の採用・登用、職域の拡大を進めます。  
 そのため、能力開発の研修を計画的に実施するとともに、管理職等に対しては、人材育成のための研修を充実します。

女性職員の登用方針を明確にするとともに、その登用状況について公表します。  
 多様な能力開発の研修を計画的に実施するほか、幅広い職務を経験できるような配置を行います。  
 管理職等に対し、性別にとらわれない人材の育成、活用を進めるための研修を実施します。  
 県の外郭団体等における女性職員の採用・登用・配置等について、積極的な取組を働きかけます。

【第一次実施計画の目標】

目標項目	現状値 (2002年4月1日)	目標値(2004年度) (2005年4月1日)
マネージャー以上の女性職員数	36人	50人

・知事部局におけるマネージャー以上の女性職員数

【第一次実施計画の事業】

事業内容等	担当部局
女性職員の登用方針を明確にするとともに、その登用状況について公表します。	総務局
人材育成方針に基づき、計画的な人材育成に努めるとともに、能力、意欲、適性に応じ幅広い職務を経験することができるよう、職員の配置について配慮します。	全部局
管理職等に対し、性別にとらわれない人材の育成、活用を進めるための研修を実施します。	総合企画局 総務局 生活部
専門研修、キャリアステージ研修、マイセルフ研修等、職員の能力開発機会を充実します。	総合企画局
女性職員を対象に政策形成能力・マネジメント能力向上等を目的とした研修を実施します。	生活部
教職員の管理職への登用にあたっては、公立小中学校及び県立学校教職員人事異動実施要領に基づき、女性の積極的な登用を図ります。	教育委員会
県の外郭団体等において、女性職員の採用・登用・配置に配慮がなされるよう働きかけます。	関係部局



3 市町村への働きかけ

市町村における施策・方針決定過程へ女性の参画が進むよう働きかけるとともに、人材育成、取組事例の紹介などの支援を行います。

審議会等委員への男女共同参画の必要性について理解が進むよう、市町村へ働きかけます。県および市町村の審議会等委員への女性の登用状況、登用促進策等について、情報を提供します。

【第一次実施計画の目標】

目標項目	現状値 (2001年度)	目標値(2004年度)
審議会等女性委員登用促進策取組市町村数	14	35

・登用目標の設定、登用促進要綱の運用等により、女性委員の登用促進に取り組んでいる市町村数

【第一次実施計画の事業】

事業内容等	担当部局
市町村における審議会等への女性の登用状況、登用促進のための取組を調査するとともに、情報提供を行います。	生活部
市町村における政策・方針決定過程への女性の参画が進むよう、さまざまな機会を活用して、市町村との情報交換を行います。	生活部
市町村における審議会等委員への登用が進むよう、人材に関する情報を積極的に提供します。	生活部
市町村における男女共同参画に関する職員研修等を支援します。	生活部
女性職員の政策形成能力・マネジメント能力の向上等を目的とした研修を実施します。( - 2の再掲)	生活部

4 事業者等への働きかけ

人権や男女平等の理念から、また、人材活用、経営の効率化等の観点から、男女共同参画および女性のエンパワーメントが必要であることについて普及啓発を行い、事業者の自主的な取組が進むよう働きかけるとともに、その支援を行います。

事業者等に対する意識啓発を行い、男女共同参画に関する自主的な取組が進むよう働きかけます。

男女共同参画に積極的に取り組んでいる事業者の表彰、取組事例の紹介等を行います。

【第一次実施計画の目標】

目標項目	現状値	目標値(2004年度)
優良表彰企業数(累計)	-	平成14年度において設定

- ・男女共同参画を進める優良企業として表彰された企業数

【第一次実施計画の事業】

事業内容等	担当部局
事業主向けのセミナー、「出前トーク」等を通じて、女性の登用を働きかけます。	生活部
男女が平等に個性や能力を發揮することができる職場づくりのためシンポジウム、セミナー等を開催します。( - - 1の再掲)	生活部
企業における男女共同参画の取組のきっかけづくりを促進するため、ポジティブ・アクション等に取り組んでいる優良企業を表彰し、広く紹介します。( - - 2の再掲)	生活部
ポジティブ・アクションについての先進事例や効果的な導入方策を調査研究し、事例集を作成するなど普及を進めます。( - 6の再掲)	生活部

5 地域における男女共同参画への取組支援

男女が自らの意思により、地域活動に参画する気運づくりを進めるとともに、地域における共同参画を阻害している慣行の見直しを促進します。

また、生涯学習等を通じて、女性のエンパワーメントを支援します。

男女が地域活動に共同参画する必要性や意義についての理解を深めるとともに、阻害要因となっている慣行の見直しが進むよう、関係機関やNPOなどと連携をはかりながら、普及啓発を行います。

方針決定の場への参画に必要な知識や技術の修得、向上を支援します。

地域づくりなどに男女がともに参画できる機会を確保するよう努めるとともに、市町村、団体等に働きかけます。

【第一次実施計画の目標】

目標項目	現状値 (2000年度)	目標値(2004年度)
研修会等への講師派遣回数	45回	60回

・市町村、団体等が主催する研修会等に講師等を派遣した回数

【第一次実施計画の事業】

事業内容等	担当部局
地域において、県民、NPO、事業者、行政等による実行組織を設置し、さまざまな課題に対し、男女共同参画推進の取組を展開します。 ( - 4の再掲)	生活部
さまざまな社会活動に主体的に参画することができるように、地域のリーダー等を対象に、政策形成能力、マネジメント能力等の向上を目的とした研修会を開催します。( - 3の再掲)	生活部

6 ポジティブ・アクションの普及

あらゆる分野における方針決定の場への男女共同参画を促進するために、ポジティブ・アクションについて、市町村、企業等への啓発を進めるとともに、その取組を支援します。

ポジティブ・アクションについての先進事例や効果的な導入方策を調査研究し、その結果を情報提供するなど、ポジティブ・アクションの理解と普及を進めます。

【第一次実施計画の目標】

目標項目	現状値	目標値(2004年度)
ポジティブ・アクション取組事例紹介件数	-	平成14年度において設定

【第一次実施計画の事業】

事業内容等	担当部局
<p>ポジティブ・アクションについての先進事例や効果的な導入方策を調査研究し、事例集を作成するなど普及を進めます。</p>	生活部
<p>企業における取組のきっかけづくりを促進するため、男女共同参画(ポジティブ・アクションを含む)に取り組んでいる優良企業を表彰し、広く紹介します。( - - 2の再掲)</p>	生活部
<p>雇用の場における男女共同参画推進のための各種情報を、県発行の機関紙「三重の労働」及びホームページ等に掲載し、情報発信します。( - 4の再掲)</p>	生活部

## 働く場における男女共同参画の推進

### - 雇用等の分野における男女共同参画の推進

#### 【基本計画における 2010 年度の目標】

<p><b>【地域・社会】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>家庭や地域を大切にしている意識が浸透し、職業生活と家庭生活等のバランスを保つことができる環境の整備が進められています。</li> <li>男女共同参画の視点が社会に浸透し、企業等が主体的に男女共同参画に取り組むとともに社会的な評価を受けるようになっていきます。</li> </ul> <p><b>【家庭】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一人ひとりが性別にかかわらず、家族の一員としての責任を果たしながら、家庭生活、職業生活その他の生活とのバランスがとれるような環境が整備されています。</li> </ul> <p><b>【働く場】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>雇用の場において、男女の均等な機会と待遇が確保され、性別にかかわらず、能力開発、職務分担、処遇が行われています。</li> <li>多様な選択が可能になる柔軟な就業形態が広がっています。</li> <li>男女が、家庭や地域における活動を大切にしながら、働くことができるようになっていきます。</li> </ul>
---

#### 1 雇用の場における男女共同参画意識の普及

職場における男女共同参画を進めるため、関係機関と連携しながら、男女雇用機会均等法等の普及啓発を通じ、気運づくりを進めます。

職場における固定的な役割分担、性別による不公平な慣行等を改善するため、シンポジウムやセミナーを開催するなど普及啓発を行います。

特に、企業や労働組合などで指導的な立場にある人に対して、重点的な取組を行います。さまざまな分野で活躍する男女を紹介するなど、男女共同参画の気運づくりを進めます。

#### 【第一次実施計画の目標】

目標項目	現状値 (2001年度)	目標値(2004年度)
事業者向け研修会等への参加事業所数	142	200

#### 【第一次実施計画の事業】

事業内容等	担当部局
社会的影響力の大きいリーダー的立場にある者を対象として「トップセミナー」等の研修会を開催します。( - 3の再掲)	生活部
関係機関と連携し、啓発ビデオ等を活用するなど職場における男女共同参画意識の普及を行います。	生活部

事業内容等	担当部局
<p>男女が平等に個性や能力を発揮することができる職場づくりのため、シンポジウム、セミナー等を開催します。</p>	生活部
<p>パートタイム労働者及び事業主向けに「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」に関するセミナーを開催し、リーフレット等により普及啓発に努めます。( - - 4の再掲)</p>	生活部
<p>雇用の場における男女共同参画推進のための各種情報を、県発行の広報紙「三重の労働」及びホームページ等に掲載し、情報発信します。( - 4の再掲)</p>	生活部
<p>事業者(労務管理者)及び勤労者を対象に「仕事と家庭の両立について」をテーマとしたセミナーを開催します。( - - 5の再掲)</p>	生活部
<p>地域において、職場における男女共同参画について考える勉強会、セミナー等を開催します。</p>	生活部
<p>新規学卒者に対し、雇用機会均等法や労働基準法をはじめとする各種法律や諸制度についての知識の習得と職業観の確立のための講座を開催します。</p>	生活部
<p>情報誌「フレンテ」やホームページなどを活用し、働く場における男女共同参画の気運づくりを進めます。</p>	生活部
<p>県が制作した啓発ビデオの活用をアイリス21推進連携会議等を通じて、事業者へ働きかけます。</p>	生活部

2 男女の均等な機会と待遇の確保の推進

企業等における男女共同参画への取組を促進するため、実態を把握するとともに、表彰、事例の紹介を通じて、支援を行います。

また、ポジティブ・アクションについて、理解の促進と普及をはかります。

企業等における男女共同参画への取組について、実態を把握するための調査を定期的を実施するとともに、評価システムについて、調査検討します。

男女共同参画を進めている企業等に対する表彰制度を通じて、企業の取組を支援します。

全国や県内の優良な事例を紹介するなど、企業に対する普及啓発を行います。

ポジティブ・アクションについて、先進事例や効果的な導入方策を調査研究し、情報提供するなど、理解と普及を進めます。

【第一次実施計画の目標】

目標項目	現状値 (1999年度)	目標値(2004年度)
女性を管理職に登用している企業等の割合	37.8%	43%

・女性を管理職(係長相当職以上)に登用している企業等の割合

【第一次実施計画の事業】

事業内容等	担当部局
男女雇用機会均等法など労働法規の趣旨や内容についての理解を深めるため、関係機関と連携し、普及啓発に努めます。	生活部
「男女雇用機会均等月間」等の機会を捉え、関係機関と連携しながら、男女雇用機会均等法に沿った雇用管理実現のためのセミナー等を開催します。	生活部
企業等における男女共同参画への取組の実態把握を行うために、定期的な調査を実施します。	生活部
男女共同参画を推進する取組について企業自ら評価を行うことができるよう、評価基準づくりを行います。	生活部
企業における取組のきっかけづくりを促進するため、男女共同参画(ポジティブ・アクションを含む)に取り組んでいる優良企業を表彰し、広く紹介します。	生活部
ポジティブ・アクションについての先進事例や効果的な導入方策を調査研究し、事例集を作成するなど普及を進めます。( - 6の再掲)	生活部

3 男女共同参画の視点に立った能力開発に対する支援

男女の参加機会が確保されるよう配慮しながら、在職者および就職希望者に対する職業能力の開発と向上を支援します。

男女の参加機会が確保されるよう配慮しながら、社会情勢の変化やニーズに対応した職業能力開発に関する研修を充実するとともに、積極的に情報提供を行います。

事業者に対し、従業員の能力開発において、女性の参加機会が確保されるよう働きかけます。

【第一次実施計画の目標】

目標項目	現状値 (2001年度)	目標値(2004年度)
職業能力開発機会への女性参加率	41.5%	48%

・勤労者のうち、過去3年間に職業訓練(勤務する会社や教育訓練施設で受講したものなど)を受けたことがある女性の割合(県民意識基礎調査)

【第一次実施計画の事業】

事業内容等	担当部局
IT分野に関する職業訓練、就労形態の多様化に対応した職業訓練などを充実するとともに、関係機関と連携を図り、積極的な情報提供を行います。	生活部
津高等技術学校において、男女共同参画の視点に配慮して募集・訓練・指導を行います。	生活部
事業者向けセミナー等の開催を通じて、各種研修等への女性の参加機会が確保されるよう働きかけます。	生活部



4 柔軟な就業形態の推進や再就職への支援

パートタイム労働者等の適切な処遇・労働条件の確保のため、関係機関と連携して法制度の周知や情報提供を進めます。

また、フレックス・タイム制度など柔軟な就業形態、情報通信機器を利用した新しい就業形態、再雇用、再就職がスムーズに行われるような雇用システムなどの調査・研究を行います。

関係機関との連携をはかりながら、「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」等の周知徹底をはかるとともに、賃金や労働時間等の労働条件の明確化を進めます。

パートタイム就労希望者に対し、相談、情報提供、紹介などのサービスを提供します。

在宅勤務、SOHO等新しい就業形態について、情報を提供するとともに、必要に応じてその実態を調査します。

関係機関と連携しながら、ワーク・シェアリング、フレックス・タイム制度、再雇用、再就職がスムーズに行われるような雇用システムの調査研究を行います。

県において柔軟な就業形態等の導入について検討を進めます。

【第一次実施計画の目標】

目標項目	現状値	目標値(2004年度)
多様な就業形態を導入している事業所の割合	-	平成 14 年度において設定

・在宅勤務、ワーク・シェアリング、フレックス・タイム制度等柔軟な就業形態を導入している事業所の割合

【第一次実施計画の事業】

事業内容等	担当部局
関係機関との連携をはかりながら、パートタイム労働者及び事業者向けに「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」(パート労働法)に関するセミナーを開催するとともに、労働条件等に関するパンフレットを作成・配布します。	生活部
勤労者からの労働に関する相談窓口を設置し、相談業務を行います。	生活部
ワーク・シェアリングについて、調査・研究を行います。	生活部
パート相談センターにおいて、公共職業安定所の巡回相談を含め、パート就職希望者のための、就職支援、職業上の悩み事等の相談援助を行います。	生活部
企業に対するパート労働法等の周知・啓発及び募集・採用等に関する相談を行います。	生活部
県において、SOHO(在宅勤務等)での勤務を基本とした新しい職の導入に向け、業務や勤務条件について具体的検討を進めます。	総務局

5 両立支援制度の普及と労働時間短縮の促進

男女が家庭や地域における生活を大切に、育児・介護休業制度等をともに活用できるよう普及を進めるとともに、企業に対する支援を行います。

また、完全週休2日制の普及・定着など労働時間の短縮を促進します。

家庭や地域における生活の大切さについて、普及啓発を行います。

育児・介護休業制度など、職業生活と家庭生活の両立支援制度の普及に努めるとともに、企業等に対して男女が制度を利用しやすい職場環境づくりに取り組むよう働きかけます。

労働時間の短縮に向けて、完全週休2日制の普及・定着、年次有給休暇の取得促進、所定外労働時間の削減等が、着実に進むよう啓発を行います。

再雇用制度について、先進事例を調査・検討し、モデルプランの作成などを通じて普及を促進します。

関係機関と連携しながら、事業所内託児施設助成金、育児・介護費用助成金等両立を支援する制度の普及を促進します。

県が率先して労働時間の短縮を進めます。

【第一次実施計画の目標】

目標項目	現状値	目標値(2004年度)
	(2001年)	
年間総労働時間数	1,897時間	1,800時間

・事業所(事業所規模30人以上)における年間総労働時間数(毎月勤労統計調査)

【第一次実施計画の事業】

事業内容等	担当部局
家庭における生活を大切にすきっかけづくりのため、「家庭の日」の普及・啓発を行います。( - 1の再掲)	生活部
事業者(労務管理者)及び勤労者を対象に「仕事と家庭の両立について」をテーマとしたセミナーを開催します。	生活部
仕事と家庭の両立支援及び地域の子育て支援を目的とした、ファミリー・サポート・センターの設置促進をはかるとともに、運営に対し助成します。( - 1の再掲)	生活部
育児・介護休業期間中の生活安定を図るための必要な資金を貸しつけるとともに、育児・介護休業制度の利用促進をはかります。	生活部
関係機関と連携し、事業所内託児施設助成金など両立支援制度の普及を促進します。	生活部
労働時間の短縮についての啓発を行います。	生活部
労働時間短縮を普及促進するため、県が率先実行で勤務時間の目標を定め、時間外勤務の縮減、年次有給休暇の計画的取得の促進等に取り組みます。	総務局ほか 全部局

- 農林水産業、商工業等の自営業における男女共同参画の推進

【基本計画における2010年度の目標】

<p>【地域・社会】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 固定的な役割分担意識やそれに基づく慣行が見直され、農業委員会をはじめ地域における方針決定の場で男女共同参画が進んでいます。</li> </ul> <p>【家庭】【働く場】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 男女が性別にかかわらず、個性と能力を生かして役割を分担し、貢献に応じた正当な評価が行なわれています。</li> </ul>
--

1 方針決定の場への男女共同参画の推進

男女共同参画意識の普及啓発を進めるとともに、参画を妨げる地域の慣行の見直しを進めます。また、女性リーダーの育成や能力向上の機会を充実します。

地域社会において男女共同参画が実現できるように、地域の慣行の見直し、意識の醸成を促進するような普及啓発を実施します。

農山漁村におけるパートナーシップ指標に定められた農村、漁村女性アドバイザーの育成、家族経営協定推進モデル農家数、農業委員への女性登用等の目標達成に向けて取組を進めます。

市町村、関係団体に対して、方針決定の場へ女性の登用が進むよう働きかけや支援を行います。

女性が方針決定の場へ参画する意識を高めるとともに、経営能力の向上をはかるための研修を行います。

女性リーダーを養成するとともに、交流、連携、ネットワークづくり等の支援や相談体制の充実をはかります。

【第一次実施計画の目標】

目標項目	現状値	目標値(2004年度)
女性農業委員数	(2000年度) 25人	165人

- ・ 農業委員会における女性委員の数

【第一次実施計画の事業】

事業内容等	担当部局
<p>地域における男女の固定的役割分担意識や慣習の見直しを促進するため、普及・啓発を行います。</p>	生活部 農林水産商工部
<p>市町村や商工会等の関係団体に対し、方針決定の場への女性の登用が進むよう働きかけます。</p>	生活部 農林水産商工部
<p>農業委員や農業(漁業)協同組合役員への女性登用のための意識啓発を推進します。</p>	農林水産商工部

事業内容等	担当部局
農山漁村女性の社会参画推進会議を設置し、農山漁村女性の社会参画の推進方策を検討します。	農林水産商工部
農山漁村女性団体連携会議において、女性の連携強化を図り、各種審議会（県、市町村等）等への女性登用推進活動を支援します。	農林水産商工部
農山漁村地域でのパートナーシップ発揮のための取り組みを推進するため、モデル市町村に対する助成を行います。	農林水産商工部
市町村、関係機関等へ農村・漁村女性アドバイザー制度の周知を図るとともに、その活用を推進します。（ - - 2の再掲）	農林水産商工部
農林水産業に従事する女性等を対象に、地域及び農業大学校において女性の経営参画に向けた研修を実施します。（ - - 2の再掲）	農林水産商工部
男女共同参画意識の高揚と経営能力の向上を図るため、農村・漁村女性アドバイザー研修を実施します。（ - - 2の再掲）	農林水産商工部
農山漁村女性団体間、「地産地消ネットワークみえ」等との交流・連携を通じて、ネットワークづくり等を支援します。	農林水産商工部

## 2 経営能力や技術の向上支援

男女共同参画を進めるため、農林水産業や商工業に従事する担い手の能力の向上をはかります。

女性の参画機会の確保に配慮しながら、生産や経営に関する知識や技術についての研修を計画的に実施します。

市町村や関係団体に対し、技術向上の機会への女性の参画を促進するよう働きかけます。

### 【第一次実施計画の目標】

目標項目	現状値	目標値（2004年度）
農村・漁村女性アドバイザー数	（2000年度） 119人	180人

・農山漁村地域において、男女共同参画の実現をはかる農村・漁村女性アドバイザーの認定数

【第一次実施計画の事業】

事業内容等	担当部局
市町村や関係団体に対し、生産や経営に関する技術向上の機会への女性の参画を促進するよう働きかけます。	生活部 農林水産商工部
農林漁業担い手女性のリーダーを育成するため、農村・漁村女性アドバイザーを認定します。	農林水産商工部
男女共同参画意識の高揚と経営能力の向上をはかるため、農村・漁村女性アドバイザー研修を実施します。	農林水産商工部
農林水産業に従事する女性等を対象に、地域及び農業大学校において女性の経営参画に向けた研修を実施します。	農林水産商工部
市町村、関係機関等へ農村・漁村女性アドバイザー制度の周知を行うとともに、その活用について働きかけます。	農林水産商工部
さまざまな研修を開催する際には、広く関係団体等にも参加を呼びかけ、エンパワーメント機会のPRに努めます。	農林水産商工部
農村・漁村女性アドバイザーの知識や技術が活用できる機会を提供するよう努めます。	農林水産商工部

3 家族的経営における役割の評価と就業環境の整備

男女がその役割に応じて適正な評価を受け、互いに協力して経営等に参画できるような環境を整備します。

各構成員の役割分担や収益の分配方法、労働時間や休日等を明確にし、一人ひとりがその役割に応じて適正な評価を受け、互いに協力して経営に参画できるよう、家族経営協定の普及等必要な支援を行います。

酪農ヘルパー制度などの労働力補完システムの整備に努めます。

【第一次実施計画の目標】

目標項目	現状値 (2000年度)	目標値(2004年度)
家族経営協定締結推進モデル農家数	83	325

・適正な労働管理と就業条件の整備、経営への主体的参画を進めるための家族経営協定を締結し、地域へ普及するモデル農家数

【第一次実施計画の事業】

事業内容等	担当部局
適正な労働管理と就業条件の整備、経営への主体的参画を進めるため、家族経営協定を地域に波及するモデル農家を育成します。	農林水産商工部
適切な労働時間や休日の確保等就業環境を整備するため、酪農ヘルパー制度を利用し、酪農ヘルパー制度の利用を促進します。	農林水産商工部
関係団体等と連携しながら、商工業についても、家族的経営における役割の評価と就業環境の整備について、啓発を行います。	生活部 農林水産商工部

4 起業家等に対する支援

男女の起業を支援するため、各種支援制度について情報提供を行うとともに、必要な知識や技術の指導・助言などを行います。

起業家に対する各種支援制度を充実するとともに、情報提供を行います。

団体等が実施する起業家に対する研修や支援について、女性の参画への配慮を働きかけます。起業をめざす人びとに対して、情報提供、研修機会を充実します。

【第一次実施計画の目標】

目標項目	現状値 (2000年度)	目標値(2004年度)
女性起業数	16 経営体	23 経営体

・農林水産業に関する女性起業数(売上げ300万円以上)

【第一次実施計画の事業】

事業内容等	担当部局
女性が起業しやすいよう支援するとともに、取組事例の紹介や各種支援制度の情報提供を行います。	生活部 農林水産商工部
団体等が実施する起業家に対する研修や支援について、女性の参画への配慮を働きかけます。	生活部 農林水産商工部

## 家庭・地域における男女共同参画の推進

### 【基本計画における2010年度の目標】

<p><b>【地域・社会】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>男女が共に積極的に地域活動に参画し、子育て、介護、教育等について互いに支え合う地域づくりが進められています。</li> </ul> <p><b>【家庭】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一人ひとりが性別にかかわらず、家族の一員としての責任を果たしながら、職業その他の活動とバランスのとれた生活を営んでいます。</li> <li>男女が、必要に応じて社会的支援を受けながら、協力して子育てや介護の責任を果たせる環境が整っています。</li> </ul> <p><b>【働く場】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>男女が共に家庭や地域生活を大切にするという意識が浸透し、多様な働き方ができる職場環境が整っています。</li> </ul>
--

### 1 家庭、職場、地域におけるバランスのとれた生活への支援

家族を構成する男女が、家庭・地域の一員としての責任を果たしながら、それぞれの選択により、家庭、職場、地域などにおいてバランスのとれた生活をおくることができるよう支援します。

家庭や地域における生活の大切さについて、「家庭の日」等を通じて、社会的気運を高めるよう普及啓発を行います。

男女が、子育て、介護、家事等の家庭における活動について、家族の一員として相互に協力しながら、責任を果たす意識及び社会全体で支援する意識を高めるため、啓発を行います。

また、学校教育、生涯学習を通じた取組を進めます。

育児・介護休業制度の普及啓発を進めます。

育児や介護等に関する各種サービスについての相談、情報提供を充実します。

### 【第一次実施計画の目標】

目標項目	現状値 (2001年度)	目標値(2004年度)
ファミリー・サポート・センターの設置数	1	10

・育児や介護の援助を受けたい人と援助を行いたい人を会員とする相互援助組織であるファミリー・サポート・センターの設置数

### 【第一次実施計画の実施事業】

事業内容等	担当部局
家庭における生活を大切にすきっかけづくりのため、「家庭の日」の普及・啓発を行います。	生活部
家庭や地域における生活の大切さについて、フォーラムの開催、パンフレットの作成等を通じて普及・啓発を行います。	生活部

事業内容等	担当部局
<p>事業者（労務管理者）及び勤労者を対象に「仕事と家庭の両立について」をテーマとしたセミナーを開催します。（ - 5の再掲）</p>	生活部
<p>子育てやしつけなど家庭教育についての意識啓発を行い、家庭の教育力の充実をはかります。（ - 3の再掲）</p>	教育委員会
<p>家庭における父親の重要性、父親の家庭教育に関する課題などをさまざまな視点から取り上げ、父親の家庭教育への参加を促進します。（ - 3の再掲）</p>	教育委員会
<p>家庭教育、子育て、いじめ、子ども自身の悩み等について休日・夜間にも対応する総合電話相談を実施します。（ - 2の再掲）</p>	健康福祉部
<p>総合教育センターに相談窓口を設置し、育児不安や育児ストレスを持つ保護者や保育士、幼稚園教員等の相談に対応します。（ - 2の再掲）</p>	教育委員会
<p>仕事と家庭の両立支援及び地域の子育て支援を目的とした、ファミリー・サポート・センターの設置促進をはかるとともに、運営に対し助成します。</p>	生活部
<p>地域において、子育て支援のための研修講座を開催します。</p>	教育委員会



2 多様なニーズに対応した子育て支援

子育てに関する相談・支援体制を整備するとともに、ニーズに対応した多様な保育サービスを充実します。

また、地域に密着した多目的に利用できる子育て支援施設の整備を促進します。

地域子育て支援センター等において、育児に関する相談指導、情報提供、子育てサークルへの支援などを行います。

電話による家庭教育・子育て・いじめ・子ども自身の悩み等についての相談を充実します。

多様なニーズに対応できるよう施設整備を進めるとともに、低年齢児保育、延長保育、一時的保育、休日保育、病気回復期保育等、多様な保育サービスの充実を促進します。

放課後児童クラブの開設、運営に対する支援を行うとともに、指導員に対する研修を充実します。

地域における子育ての相互扶助活動として行われるファミリー・サポート・センターの設置を促進します。

地域における青少年健全育成活動を推進します。

【第一次実施計画の目標】

目標項目	現状値 (2000年度)	目標値(2004年度)
地域子育て支援センター数	37ヶ所	88カ所

・地域における子育て支援の拠点として指定された「地域子育て支援センター」の数

【第一次実施計画の事業】

事業内容等	担当部局
<p>市町村が指定する保育所等の「地域子育て支援センター」に、地域の子育て家庭を支援するための専任職員を配置し、多様なニーズへの対応を促進します。</p> <p>育児相談、保育所等における特別保育事業の促進 関係機関との連携による子育て支援事業の総合的な取組 等</p>	健康福祉部
<p>家庭教育、子育て、いじめ、子ども自身の悩み等について休日・夜間にも対応する総合電話相談を実施します。</p>	健康福祉部
<p>各県民局保健福祉部において、児童福祉司、心理判定員等の職員が子どもに関する相談に対応し、子どもや家庭を援助します。</p> <p>また、精神科医師等によるカウンセリングや心のケア等の専門的支援を行います。</p>	健康福祉部
<p>総合教育センターに相談窓口を設置し、育児不安や育児ストレスを持つ保護者や保育士、幼稚園教員等の相談に対応します。</p>	教育委員会
<p>保育に欠ける児童の保育を実施するため、市町村又は社会福祉法人等が行う保育所の整備に対する助成を行います。</p>	健康福祉部

事業内容等	担当部局
<p>延長保育の需要に対応するため、保育所の取組を支援をします。</p>	健康福祉部
<p>安定的な乳児保育を実施するため、乳児保育の環境改善の取組や、乳児の年度途中の保育需要に対応する取組を支援します。</p>	健康福祉部
<p>日曜・祝日等の保護者の就労等に対応するため、休日保育の取組を支援します。</p>	健康福祉部
<p>就労形態の多様化に伴う一時的な保育、保護者の傷病等による緊急時の保育及び保護者の育児に伴う心理的、肉体的負担を解消するため、一時保育の取組を支援します。</p>	健康福祉部
<p>低年齢児保育のニーズに応えるため、保育所の取組を支援します。</p>	健康福祉部
<p>病気回復期で集団保育が困難な児童の保育に対応するため、病後児保育の取組を支援します。</p>	健康福祉部
<p>多様な保育ニーズに対応するとともに、保育所の専門的機能を地域住民に有効活用するため、地域の実情に応じた多様な活動を支援します。</p>	健康福祉部
<p>院内保育所を有する病院等の設置者に対し、その運営に対して助成します。</p>	健康福祉部
<p>幼稚園の教育時間終了後も園児が幼稚園内で過ごすことができる「預かり保育」を実施する私立幼稚園に対して、助成を行います。</p>	生活部
<p>保護者が昼間家庭にいない主に小学校低学年の児童を育成・指導するため、放課後児童クラブを設置している市町村に対して助成を行います。</p>	健康福祉部
<p>放課後児童クラブの指導員の資質向上を図るため、研修会を実施します。</p>	健康福祉部
<p>市町村が放課後児童クラブ室を設置する場合、その整備に対して、助成を行います。</p>	健康福祉部
<p>仕事と家庭の両立支援及び地域の子育て支援を目的とした、ファミリー・サポート・センターの設置促進をはかるとともに運営に対して、助成を行います。( - 1の再掲)</p>	生活部
<p>地域の青少年健全育成活動の推進を図るため、住民が主体となった体制の整備と活動に対して支援を行います。</p>	生活部

3 介護を支援する環境の整備

介護保険制度の普及啓発と着実な運用を行うとともに、介護に関するサービスの情報提供や相談・支援体制の整備を促進します。

介護保険制度、介護サービス、各種施設等の情報を積極的に提供します。

介護についての県民からの相談に的確に対応するとともに、市町村が行う相談・苦情への対応を支援します。

介護を必要とする高齢者が、できる限り住み慣れた家庭で生活できるよう在宅サービスを充実するとともに、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等、関連施設の整備を推進します。

介護サービスの質の向上のため、専門職員の人材確保と研修の充実を支援します。

市町村に設置されている在宅介護支援センターを中心に、介護知識や介護技術の普及をはかります。

【第一次実施計画の目標】

目標項目	現状値 (2000年度)	目標値(2004年度)
介護保険制度利用率	79.1%	81%

・介護を必要とする高齢者等が介護保険制度をどの程度利用しているかの割合(介護保険事業状況報告)

【第一次実施計画の事業】

事業内容等	担当部局
高齢者総合相談センターにおいて、高齢者が抱える各種の心配ごと、悩みごと等の相談を実施します。( - - 3の再掲)	健康福祉部
介護サービス提供事業者、介護保険施設等、介護に関する情報をインターネットを通じて提供します。( - - 3の再掲)	健康福祉部
三重県国民保険団体連合会等により、介護に対する相談に対応するとともに、苦情処理マニュアルを活用して、市町村が行う相談・苦情処理に対する支援を行います。	健康福祉部
第1次介護保険事業支援計画(平成12~16年度)の着実な推進に努めるとともに、第2次計画(平成15~19年度)を策定し、介護サービスの基盤整備を進めます。	健康福祉部
老人入所施設及び利用施設を整備し、施設福祉、在宅福祉を推進します。	健康福祉部
介護支援専門員(ケアマネージャー)を養成するため、介護支援専門員の試験及び実務研修を実施します。	健康福祉部
介護サービスの質の向上を図るため、介護支援専門員に対する研修や支援を充実します。	健康福祉部

事業内容等	担当部局
<p>訪問介護員（ホームヘルパー）の資質の向上及び適正な人材確保をはかり、在宅サービスの中心となる訪問介護サービスを充実します。</p>	<p>健康福祉部</p>
<p>要介護状態になることを予防するために、介護予防教室や生活習慣病予防のための運動指導等を促進します。</p>	<p>健康福祉部</p>
<p>基幹型在宅介護支援センターの全市町村の設置と地域型在宅介護支援センター事業の効果的・効率的な運営を支援します。</p>	<p>健康福祉部</p>

4 男女共同参画の地域づくりの支援

男女が共に参画し、住民が相互に助け合うことができる地域づくりを支援するとともに、NPO、ボランティア等の活動を支援します。

男女が共に地域づくりに参画していくための普及啓発を行うとともに、男女共同参画を阻害する要因となっている慣行の見直しを促進します。

男女が、多様な活動に参加しやすいよう、託児サービスの提供、ベビーシートの設置などソフト・ハード両面での環境整備を促進します。

NPO、ボランティア等による男女共同参画の地域づくりを支援します。

NPO、ボランティア活動についての情報提供、相談、研修等を行います。

【第一次実施計画の目標】

目標項目	現状値	目標値(2004年度)
リーディング委員会(仮称)活動参加者数	-	500人

・「協働で進める男女共同参画の地域づくり推進事業」におけるリーディング委員会(仮称)の活動に参加した人数

【第一次実施計画の事業】

事業内容等	担当部局
地域において、県民、NPO、事業者、行政等による実行組織を設置し、さまざまな課題に対する男女共同参画推進の取組を展開します。	生活部
男女が多様な活動に参加しやすいよう、託児サービスの提供、ベビーシートの設置など、ソフト・ハード両面での環境整備を促進します。	生活部ほか全部局
県民、NPO等の参画を得て、男女共同参画について考えるフォーラムを開催します。( - 1の再掲)	生活部
市町村、NPO等が行う男女共同参画推進の取組に対して、情報の提供、講師派遣等の支援を行います。	生活部
バリアフリーのまちづくりについてリーダー的な役割を果たせる人材を養成するため、バリアフリーアドバイザー養成講座を県内各地で開催します。	健康福祉部
県民の誰もが、いつでも、どこでも、ボランティア活動に参加できるよう、県及び市町村社会福祉協議会のボランティアセンターの機能強化を促進します。	健康福祉部
多様な活動主体が連携・ネットワーク化し、新たなコミュニティの形成や地域社会における課題の解決に向けた活動を展開してうえでの支援を行います。	生活部

## 人権の尊重と心身の健康支援

### - 男女共同参画を阻害する暴力等への取組

#### 【基本計画における2010年度の目標】

<p><b>【地域・社会】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>人権が尊重され、ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメントを許さないという意識が浸透しています。また、相談・支援体制が整備されています。</li> </ul> <p><b>【家庭】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>家庭の一人ひとりが、互いにその人格を尊重しあって生活しています。</li> </ul> <p><b>【働く場】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>セクシュアル・ハラスメントは人権侵害であるという意識が定着し、防止、相談、支援体制が整備されています。</li> </ul>
---

#### 1 関係機関の連携による支援体制等の整備

人権を尊重する意識、暴力を許さない意識の浸透をはかるため、性別に基づく暴力や性的いやがらせ等についての実態を把握し、必要な相談、援助体制を整備するとともに、啓発、研修を行います。

性別に基づく暴力や性的いやがらせについての実態を把握するため、調査を実施します。

相談機関相互の連携組織を設立するなど、相談、援助体制の整備をはかります。

民間相談機関との連携について調査検討します。

警察、地方自治体、法曹界、医療関係者等からなる犯罪被害者支援連絡協議会を活用し、相互に連携しながら、被害者に対する支援、援助を実施します。

相談機関及び関係機関の職員に対して専門性を高めるための研修や二次被害を防止するための研修を実施します。

各種広報手段を活用し、相談窓口や支援制度の広報を行います。

人権尊重、男女共同参画についての教育・啓発を推進するとともに、自己尊重講座等の研修の充実をはかります。

非暴力プログラムの調査研究を進め、暴力によらない自己表現能力の向上など、加害者に対する指導、援助を行います。

#### 【第一次実施計画の目標】

目標項目	現状値 (2001年度)	目標値(2004年度)
DV防止ネットワーク数	1	10 (県1、地域9)

・地域DV防止ネットワーク・市町村DV防止ネットワーク数

【第一次実施計画の事業】

事業内容等	担当部局
<p>「男女共同参画に関する県民意識と生活実態調査」により、性別に基づく暴力や性的いやがらせの現状について調査します。</p>	生活部
<p>女性相談所を配偶者暴力相談支援センターとして位置づけ、関係機関に対して助言等を行うとともに、精神科医師や心理療法職員等により専門的な技術支援を行います。 また、男女共同参画センター等、他の相談機関等との連携を強化します。( - - 2の再掲)</p>	健康福祉部 ほか関係部局
<p>女性相談所に心理療法担当職員を配置し、DV被害によって心的外傷を負った被害者に対して心のケアを実施します。( - - 2の再掲)</p>	健康福祉部
<p>相談のあった被害者に対して、女性相談所に配置されている心理判定員や精神科医師などの専門職員により、心のケアやカウンセリングを実施します。( - - 2の再掲)</p>	健康福祉部
<p>男女共同参画センター「フレンテみえ」において、電話相談・面接相談等を実施します。</p>	生活部
<p>人権センターにおいて、人権全般の相談事業を実施するとともに、女性相談所など他の相談機関との連携に努めます。</p>	生活部
<p>相談業務を行う県の各機関による連携会議「男女共同参画ネットワーク会議」における情報交換等を通じて、連携・協力を図ります。</p>	生活部 ほか関係部局
<p>県内の相談機関をつなぐ「三重県相談窓口担当連絡会議」のネットワークによる意見交換会を開催するなど、相談援助体制を強化するとともに、警察署での相談機関の連携体制を構築します。</p>	警察本部 ほか関係部局
<p>犯罪被害者支援連絡協議会による分科会活動を活性化し、各機関団体による多角的な被害者支援を実施します。</p>	警察本部 ほか関係部局
<p>ドメスティック・バイオレンス(DV)被害の防止や被害者の保護に向けた取組を強化するため、「配偶者からの暴力防止等連絡会議」において、関係機関の連携強化や効果的な周知・啓発等の実施に努めます。( - - 2の再掲)</p>	健康福祉部 ほか関係部局
<p>各生活創造圏に「地域配偶者等暴力防止会議(仮称)」を設置し、現場における関係機関の連携強化や住民に身近な啓発活動等を行い、DV被害の未然防止に努めます。( - - 2の再掲)</p>	健康福祉部 ほか関係部局
<p>相談や支援に携わる職員の能力向上をはかるため、職場における研修を充実するとともに、各種研修会等への参加を促進し、専門知識・技術の修得に努めます。</p>	生活部 健康福祉部 警察本部

事業内容等	担当部局
<p>「人権週間（12月4日～12月10日）」や「女性に対する暴力をなくす運動（11月12日～11月25日）」をはじめ、様々な機会を通じた広報・啓発を行います。</p> <p>各種広報誌やポスター、パンフレット等をはじめ、様々な媒体を活用して相談窓口の利用促進や各種支援制度に関する情報提供を行います。</p> <p>シンポジウム等の開催を通じて、配偶者等親しい間柄の暴力も人権を侵害する犯罪行為であり、許されないとの意識の浸透を図るとともに、被害者に対する相談・支援に関する情報提供を行います。 （ - - 2の再掲）</p> <p>相談のケースに応じて、被害者等の自立支援を目的とした、自己尊重・自己主張トレーニングを実施します。</p>	<p>生活部 健康福祉部 警察本部</p> <p>生活部 健康福祉部 警察本部</p> <p>生活部</p> <p>生活部</p>



2 ドメスティック・バイオレンス対策の推進

DV防止法に基づいて、保健・福祉・医療・警察等の連携をはかりながら、総合的な取組を進めます。

また、市町村やNPOなどとの連携により、一時保護体制の整備充実をはかります。

女性相談所を配偶者暴力相談支援センターとして位置づけ、相談やカウンセリング、被害者およびその家族の一時保護、情報提供などの機能を充実強化します。

女性相談所、各県民局保健福祉部など関係機関相互の連携を強化しながら、被害者等の自立支援を行います。また、必要に応じて、一時保護、施設入所などの支援を行います。

医療機関、配偶者暴力相談支援センター、警察等関係機関相互の通報連絡体制の整備を進めます。

相談機関の相互の調整をはかりながら、研修、情報交換等を行います。

NPOとの連携を進める中で、被害者の保護等を行うシェルターの設置運営について、検討を行います。

【第一次実施計画の目標】

目標項目	現状値 (2001年度)	目標値(2004年度)
DVに対応する相談員を配置する機関数	10ヶ所	24ヶ所

【第一次実施計画の事業】

事業内容等	担当部局
シンポジウム等の開催を通じて、配偶者等親しい間柄の暴力も人権を侵害する犯罪行為であり、許されないとの意識の浸透を図るとともに、被害者に対する相談・支援に関する情報提供を行います。	生活部
女性相談所を配偶者暴力相談支援センターとして位置づけ、関係機関に対して助言等を行うとともに、精神科医師や心理療法職員等により専門的な技術支援を行います。 また、男女共同参画センター等、他の相談機関等との連携を強化します。	健康福祉部 ほか関係部局
女性相談所において、配偶者による暴力などの被害者で宿所のない女性を一時保護し、身柄の安全を確保します。	健康福祉部
夜間等において緊急の保護を必要とする場合に、条件を満たした施設へ一時保護を委託し、DV被害者等の安全を確保します。	健康福祉部
女性相談所に心理療法担当職員を配置し、DV被害により心的外傷を負った被害者に対して心のケアを実施します。	健康福祉部
女性相談所に配置されている精神科医師により医学的診断やカウンセリングを実施します。	健康福祉部

事業内容等	担当部局
<p>女性相談所において一時保護された女性の安全性を向上するため、通報システムを整備することにより、警備体制を強化します。</p>	健康福祉部
<p>県民局保健福祉部に婦人相談員を増員し、各生活創造圏においてDV等の相談を受けることが可能な体制を確立します。</p>	健康福祉部
<p>DV被害者等の自立に向け、必要に応じて婦人保護施設への入所による支援を行います。 また、被害者が県外へ移動する場合に、必要経費を支給します。</p>	健康福祉部
<p>男女共同参画センター「フレンテみえ」において、DVに関する電話相談・面接相談等を実施します。</p>	生活部
<p>人権センターにおいて、人権侵害の観点から電話相談、面接相談、カウンセリングを行います。</p>	生活部
<p>ドメスティック・バイオレンス（DV）被害の防止や被害者の保護に向けた取組を強化するため、「配偶者からの暴力防止等連絡会議」において、関係機関の連携強化や効果的な周知・啓発等の実施に努めます。</p>	健康福祉部 ほか関係部局
<p>各生活創造圏に「地域配偶者等暴力防止会議（仮称）」を設置し、現場における関係機関の連携強化や住民に身近な啓発活動を等を行い、DV被害の未然防止に努めます。</p>	健康福祉部 ほか関係部局
<p>婦人相談員に対するDV専門研修を実施したり、他の相談機関や関係機関の相談員を対象に説明会や連携のための会議を開催します。</p>	健康福祉部 ほか関係部局
<p>DV防止マニュアルを用いて県内の医師や病院に対する説明会を実施するなど、周知啓発や通報の促進に努めます。</p>	健康福祉部
<p>相談のケースに応じて、被害者等の自立支援を目的とした、自己尊重・自己主張トレーニングを実施します。（ - - 1の再掲）</p>	生活部

3 セクシュアル・ハラスメント対策の推進

雇用の場をはじめ、社会のあらゆる場面におけるセクシュアル・ハラスメントの排除、防止等の対策を促進します。

セクシュアル・ハラスメントが人権侵害であるという観点から、その防止について普及啓発を実施します。

事業者等に対して、改正雇用機会均等法の趣旨に基づく対応を適切に講じるよう、関係機関との連携をはかりながら、相談、指導、啓発を行います。

地域等、雇用の場以外でのセクシュアル・ハラスメントについての相談および支援体制を整備充実します。

【第一次実施計画の目標】

目標項目	現状値	目標値(2004年度)
セクハラ対策に取り組んでいる企業の割合	-	平成14年度において設定

・セクシュアル・ハラスメント対策(研修会、相談窓口の設置等)を実施している企業の割合

【第一次実施計画の事業】

事業内容等	担当部局
雇用の場をはじめ、社会のあらゆる場面におけるセクシュアル・ハラスメントの排除、防止のため、普及啓発を行います。	生活部
勤労者からの労働に関する相談窓口を設置し、相談業務を行います。 ( - - 4の再掲)	生活部
事業者等に対し関係機関と連携して、「男女雇用機会均等月間」(6月)に、男女雇用機会均等法に沿った雇用管理の実現のためのセミナー等を開催します。( - - 2の再掲)	生活部
男女共同参画センター「フレンテみえ」において、セクシュアル・ハラスメントに関する電話相談、面接相談を行います。	生活部
人権センターにおいて、人権侵害の観点から電話相談、面接相談、カウンセリングを行います。( - - 2の再掲)	生活部
セクシュアル・ハラスメントを防止するためにパンフレットを作成し、職場等で活用するとともに、セクシュアル・ハラスメントのない職場環境、教育環境づくりを行います。	教育委員会

4 性犯罪、売買春、ストーカー対策等の推進

男女共同参画を推進する観点から、性の商品化、暴力志向を助長するような環境の改善に取り組みます。

また、性犯罪、売買春、ストーカー等に対する取組を推進します。

「三重県青少年健全育成条例」等により有害な図書などを指定するとともに、関係業界の自主規制の促進をはかります。

市町村青少年補導センターなどの関係機関、団体、ボランティア等と連携協力しながら、性や暴力等の行為を誘発、助長する有害な環境の浄化活動を推進します。

被害者等に対する相談体制の整備を進めるとともに、防止対策の普及を推進します。

また、女性の相談員の設置など、被害者が相談しやすい体制の整備を進めます。

ちかん等の路上犯罪を防止するため、街灯の設置など環境の整備に努めます。

売買春防止についての普及啓発活動を推進するとともに、相談等の支援を行います。

また、必要に応じ保護を行うとともに、指導や就職の援助などを行うことにより、更生、自立を支援します。

児童買春、児童ポルノに係る行為の防止に努め、被害児童の保護や支援を行います。

【第一次実施計画の目標】

目標項目	現状値 (2000年度)	目標値(2004年度)
青少年健全育成協力店数	518店舗	1,000店舗

・書店、コンビニ、カラオケボックス等で青少年を有害な情報や環境から保護することに積極的に協力いただく店として「協力店運動プレート」を掲示している店舗数

【第一次実施計画の事業】

事業内容等	担当部局
三重県青少年健全育成条例に基づき、青少年にとって有害な興行、図書類、がん具類等の指定を行います。	生活部
三重県青少年健全育成条例に基づく立入調査員制度の効果的な運用により、有害環境の浄化を図ります。	生活部
青少年補導センターなど地域の関係機関や関係者等と連携協力しながら、少年非行の未然防止のため、街頭補導や啓発活動等の実践活動を行います。	生活部
新聞、テレビ、ラジオ、インターネット等各種広報媒体を通じ、ストーカー被害の届出の必要性、被害の現状等を広報し、未然防止等に努めます。	警察本部
ストーカー被害防止のための広報用小冊子を作成し、関係機関等に配布します。	警察本部
性犯罪被害による妊娠や性感染症等の問題に悩む被害者等に対して、適切な対処方法等に関する情報提供を行い、不安の除去に努めます。	警察本部

事業内容等	担当部局
<p>警察本部及び警察署に設置した警察安全相談室の充実と相談員の対応能力の向上に努めます。</p>	警察本部
<p>警察本部及び警察署に「女性被害捜査員」を配置し、女性被害に対する確かな対応をはかります。</p>	警察本部
<p>警察本部に女性被害相談担当者及び女性被害相談電話を設置し、女性警察官が電話又は面接相談に応じることにより、性的犯罪に悩む女性被害者の心のサポートに努めます。</p>	警察本部
<p>女性相談所に心理療法担当職員を配置し、被害によって心的外傷を負った被害者に対して心のケアを実施します。( - - 2の再掲)</p>	健康福祉部
<p>相談のあった被害者に対して、女性相談所に配置されている心理判定員や精神科医師などの専門職員により、心のケアやカウンセリングを実施します。( - - 2の再掲)</p>	健康福祉部
<p>県民局において、婦人相談員を増員し、各生活創造圏においてDV等の相談を受けることが可能な体制を確立します。( - - 2の再掲)</p>	健康福祉部
<p>夜間等の路上犯罪を防止し、安全で安心なまちづくりを図るため、自治体等関係機関・団体に働きかけ、セーフティ・ライトアップ運動(安全灯の設置促進)の推進に努めます。</p>	警察本部
<p>売春防止法に基づき、福祉制度の情報提供や相談助言を行うとともに、婦人保護施設への入所決定等により自立に向けた支援を行います。</p>	健康福祉部
<p>児童買春による被害児童を児童相談所において保護し、相談や家庭環境の調整等による支援を行います。また、心理判定員や精神科医師による心のケアやカウンセリングを実施します。</p>	健康福祉部

- 生涯を通じた男女の健康と生活の支援

【基本計画における2010年度の目標】

<p>【地域・社会】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生涯にわたって健康で過ごすための支援、病気や介護が必要になったときの支援が充実しています。</li> </ul> <p>【家庭】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一人ひとりが主体的に健康の管理、保持、増進に取り組むとともに、必要な支援を受けながら、家族が互いに助け合って生活しています。</li> </ul> <p>【働く場】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>職場において、働く人の健康の保持、増進に配慮がなされています。</li> </ul>
--

1 生涯にわたる健康の管理・保持・増進の支援

県民一人ひとりの健康管理・保持・増進に関する情報提供、支援を行います。

県民一人ひとりの健康づくりを支援するため、三重の健康づくり総合計画「ヘルシーピープルみえ・21」に基づき、普及啓発、環境の整備などを市町村や関係団体、NPO等との協働により推進します。

非就労者や家族従業者の健康管理を促進するようしくみづくりについて検討します。

育児、介護、仕事等から生じるストレスに対して精神衛生面からの健康支援を充実します。

県民の多様化したスポーツニーズに応え、だれもが、いつでも、どこでも、主体的にスポーツに親しめる機会と場所を提供し、健康づくりを進めます。

【第一次実施計画の目標】

目標項目	現状値 (2001年度)	目標値(2004年度)
健康と感じる人の割合	77.4%	80%

・日常において、健康な状態であると感じている人の割合(県民意識基礎調査)

【第一次実施計画の事業】

事業内容等	担当部局
健康づくりに関する県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、健康づくりの推進についての基本的な事項を定めた「三重県健康づくり推進条例」に基づき、各種事業を展開します。	健康福祉部
県民一人ひとりの健康づくりを支援するため、三重の健康づくり総合計画「ヘルシーピープルみえ・21」に基づき、普及啓発、環境の整備などを市町村や関係団体、NPO等との協働により推進します。	健康福祉部
こころの健康づくりに関する理解を深めるための普及・啓発を行います。	健康福祉部

事業内容等	担当部局
<p>こころのケアネットワーク検討委員会を開催し、関係機関の連携を図るとともに、こころのケアサポートシステム構築のための具体策を調査結果をもとに検討します。</p>	健康福祉部
<p>職場や学校、地域で、こころの健康づくりに関する研修会を開催するなど指導者等の育成をはかります。</p>	健康福祉部
<p>県立学校体育施設を開放し、スポーツの場を提供します。</p>	教育委員会
<p>地域の拠点施設等で複数の種目からなる総合型地域スポーツクラブに参加し活動できるよう、その創設・運営等を支援します。</p>	教育委員会
<p>県民が幅広いスポーツ・レクリエーション活動を実践できる場を提供し、生涯にわたり健康でいきいきしたスポーツライフが実現できるよう「みえスポーツフェスティバル」を開催します。</p>	教育委員会

2 性と生殖に関する健康対策の充実

リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）に配慮しつつ、性に関する正しい知識の教育、普及・啓発を行なうとともに、健康対策を充実します。

リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する情報を収集し、県民に提供します。

児童・生徒の発育段階に応じて、性に関する正しい知識と理解を深めるための教育を実施します。

そのため、指導内容、方法等について教員に対する研修を充実します。

避妊、性感染症に対する知識の普及など、性に関する正しい情報の普及・啓発を進めます。

安全安心な妊娠・出産を確保するため、母子保健サービスの充実を支援するとともに、周産期医療体制の整備をはかります。

不妊による悩みに対するカウンセリングを実施するとともに、医療機関や治療法を選択することができるよう情報提供を充実します。

【第一次実施計画の目標】

目標項目	現状値	目標値（2004年度）
妊産婦の訪問指導を行っている市町村の割合	（2001年度） 52%	61%

【第一次実施計画の事業】

事業内容等	担当部局
リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する情報を収集し、情報誌「フレンテ」等を活用した情報提供を行います。	生活部
男女共同参画センター「フレンテみえ」において、医師、県立看護大学教員等の協力を得て、性と体に関する相談を実施します。	生活部
学校教育において、例えば社会科では女性に対する差別や男女共同参画の問題を、体育保健科では男女の体のしくみを、学級活動では男女の性の問題を扱う学習を進めるなど、各教科・領域で男女の固定的な役割分担の見直しを進めるとともに、子どもたちの男女平等に関する意識を育みます。（ - 2 の再掲）	教育委員会
医療関係機関と連携し、エイズ及び性感染症についての研修、講座への教職員の参加を促します。	教育委員会
文部科学省の中学生・高校生用エイズ教材の各学校における活用を推進します。	教育委員会
思春期の男女及びその保護者を対象に、市町村や学校等と連携をはかりながら、相談事業や健康教育事業（こころ、性、薬害等に関する講演会や体験学習等）を実施します。	健康福祉部



事業内容等	担当部局
<p>インターネットを利用した周産期医療情報ネットワークの構築により、産婦人科から基幹病院への母体・新生児の救急搬送を迅速に行います。</p>	健康福祉部
<p>産婦人科、小児科、各県民局保健福祉部が連携し、ハイリスク児を長期的にフォローしていく体制を整備します。さらに、データを蓄積、分析することにより、周産期死亡等の予防対策に取り組みます。</p>	健康福祉部
<p>市町村が実施する1歳6ヶ月児健康診査及び3歳児健康診査事業を助成することにより、母子保健サービスの支援を行います。</p>	健康福祉部
<p>県内の医療機関における不妊治療の現状把握を行ない、「医療機関マップ」を作成し、広く県民に周知します。</p>	健康福祉部
<p>不妊専門相談センター構築に向けて、専門家による検討会を開催します。</p>	健康福祉部
<p>不妊治療に対する専門的な知識を有し、かつ精神的な悩みを相談できるカウンセリング技術を持つ不妊専門カウンセラーを養成します。</p>	健康福祉部

3 自立のための生活支援

高齢者、障害者等が安全で快適に暮らすことができるよう生活環境の整備を推進します。  
また、高齢者、母子・父子などのひとり親家庭、障害者などに対する支援を充実します。

県有施設のバリアフリー化を進めるとともに、県営住宅については、段差の解消や階段の手すり設置等高齢者等に配慮した住宅として整備します。

バリアフリーに配慮した住宅の普及を促進するため、融資制度などの情報提供を行います。

高齢者や障害者の地域における交流拠点づくり、安否を確認する社会システムづくりの検討を行います。

また、交通機関や地域のバリアフリー化を促進します。

高齢者や障害者の就労支援を行うとともに、障害者本人や保護者からの相談体制を充実します。

年金制度の周知徹底をはかるとともに、加入促進のための啓発広報に努めます。

家計管理や生活設計等に関する情報を提供します。

母子・父子家庭に対して、相談指導体制の充実、医療費の助成などの生活支援を行います。

【第一次実施計画の目標】

目標項目	現状値	目標値(2004年度)
バリアフリー公共施設面積	(1999年度) 1,403千㎡	3,813千㎡

・バリアフリー化された公共的施設の敷地面積

【第一次実施計画の事業】

事業内容等	担当部局
<p>県有施設のバリアフリー化にあたっては、整備箇所を絞り、重点的な整備を進めます。</p> <p>また、「バリアフリーのまちづくり」の実現に向け、三重県バリアフリーのまちづくり推進条例について周知徹底をはかるとともに、駅舎や道路など公共的施設の整備と連携を図り、面的・一体的な整備を進めます。</p>	健康福祉部 県土整備部
<p>公営住宅の新規・建替建設等において、「公営住宅等整備基準」に基づき、床段差の解消や手すり等の設置を行い、全ての人に配慮したバリアフリー仕様の住宅を整備します。</p>	県土整備部
<p>公営住宅ストック総合活用計画に基づき、高齢者・障害者等に配慮した住宅として、既設公営住宅の改善・更新を行います。</p>	県土整備部
<p>バリアフリー住宅づくりを進めるために、建築技術者に対する研修会を開催し、県民からの住宅改造の相談に応じる「55改造アドバイザー」の養成を行います。</p>	県土整備部
<p>県営住宅の入居抽選にあたって、母子、高齢者世帯等について優先的取扱を行うことにより、生活の安定に対する支援を行います。</p>	県土整備部

事業内容等	担当部局
<p>高齢者が安心して入居できる、バリアフリー化された民間賃貸住宅（「高齢者向け優良賃貸住宅」）の普及をはかるため、賃貸住宅の計画策定等に関し補助を行います。</p>	<p>県土整備部</p>
<p>在宅重度心身障害（児）者の住宅環境整備の促進をはかり、家族介護者の負担軽減、障害の重度化防止等、自立に向けた支援を行います。</p>	<p>健康福祉部</p>
<p>在宅の重度障害（児）者に対して、浴槽、便器等を給付（一部貸与）し、自立に向けた支援を行います。</p>	<p>健康福祉部</p>
<p>心身障害児のための通園事業を実施し、日常生活における基本動作の指導及び集団生活への適応訓練等を行い、自立に向けた支援を行います。</p>	<p>健康福祉部</p>
<p>在宅の心身障害児（者）を介護している家族が疾病等によって介護が困難な場合に一時的に施設に保護します。 また、本人及び介護者が1週間程度入所して、日常動作訓練を行うとともに、家庭における療育方法の知識、技術を修得するなど、支援を行います。</p>	<p>健康福祉部</p>
<p>情報技術を活用した障害者の自立に向け、県民やNPO・企業・行政で構成する支援組織を設けるとともに、ネットワークによる研修や就労訓練を促進します。</p>	<p>地域振興部</p>
<p>シルバー人材センターを活用し、知識、経験、技術等を生かし、社会参加を希望する高齢者に対して、就労機会を提供します。</p>	<p>生活部</p>
<p>障害者に対するITに関する職業訓練を充実し、就業を支援します。</p>	<p>生活部</p>
<p>高齢者総合相談センターにおいて、高齢者が抱える各種の心配ごと、悩みごと等の相談を実施します。</p>	<p>健康福祉部</p>
<p>高齢者が健康で生きがいを持った生活をおくるため、老人クラブ活動への支援など各種事業の充実をはかるとともに、だれもが活動に参加できる環境づくりを行います。</p>	<p>健康福祉部</p>
<p>介護サービス提供事業者、介護保険施設等、介護に関する情報をインターネットを通じて提供します。</p>	<p>健康福祉部</p>
<p>第1次介護保険事業支援計画（平成12～16年度）の着実な推進に努めるとともに、第2次計画（平成15～19年度）を策定し、介護サービスの基盤整備を進めます。（ - 3の再掲）</p>	<p>健康福祉部</p>
<p>基幹型在宅介護支援センターの全市町村の設置と地域型在宅介護支援センター事業の効果的・効率的な運営を支援します。</p>	<p>健康福祉部</p>

事業内容等	担当部局
<p>家計管理や生活設計についての情報提供を行うとともに、生活設計診断を行います。</p>	生活部
<p>一人親家庭及び父母のいない児童を扶養している家庭の経済的負担を軽減し、福祉の増進を図るため、市町村が実施している医療費助成制度に対する助成を行います。</p>	健康福祉部
<p>母子相談員を設置し、母子家庭の母及び寡婦等に対し、身上相談に応じ、自立に必要な支援を行います。</p>	健康福祉部
<p>母子家庭の母及び寡婦等に対し、経済的自立と生活意欲の助長をはかるとともに、扶養している児童の福祉を増進するため、資金の貸付を行います。</p>	健康福祉部
<p>一時的に介護、保育等のサービスが必要な母子家庭、父子家庭又は寡婦に対し、介護人を派遣し、必要な介護及び保育等を行います。</p>	健康福祉部
<p>父子家庭等となって間がない世帯に対して、生活が安定するまでの間、介護人を派遣し、生活の支援を行います。</p>	健康福祉部
<p>母子家庭の母及び寡婦の生活基盤の安定のため、就労支援対策として講習会等を実施し、経済的自立の促進を図ります。</p>	健康福祉部

## 第3章 計画の推進

男女共同参画社会実現のためには、健康、福祉、教育、文化、産業、地域づくりなど社会のあらゆる分野にわたる取組が必要です。そのため、県の施策・方針の決定や実施にあたっては、男女共同参画の視点を反映させるよう努めるとともに、2010年度の目標を共通認識とし、関係部門の連携により、総合的な取組を行うとともに、率先してポジティブ・アクションなどに取り組んでいきます。

また、市町村、事業者、各種団体やNPO、県民の皆さんの主体的な活動を尊重しながら、必要な支援を行うとともに、連携して男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいきます。

### 1 県の推進体制の充実と率先実行

男女共同参画に関する施策を総合的に推進するため、体制を充実するとともに、県のあらゆる施策に男女共同参画の視点が反映できるよう職員の理解を深めます。

さらに、県が率先して、男女共同参画社会にふさわしい職場づくりを進めます。

知事を議長とする庁内推進組織「三重県男女共同参画推進会議」を活用し、男女共同参画施策を総合的かつ効果的に推進します。

県民局において男女共同参画を進める体制を整備し、男女共同参画施策を効率的に実施します。

各部局において男女共同参画を重要な課題としてとらえ、男女共同参画に関する施策の進捗管理等を行います。

県職員が男女共同参画について理解を深めるとともに、男女共同参画の視点に立って各種施策の策定・実施にあたるため、体系的な研修を充実します。

女性職員の登用、職域拡大等を進めます。

育児休業や介護休業制度を取得しやすい環境整備を進めるとともに、SOHOや短時間労働等柔軟な雇用形態の導入について検討を進めます。

セクシュアル・ハラスメントについて相談体制を充実するとともに、防止のための研修を実施します。

#### 【第一次実施計画の目標】

目標項目	現状値 (2001年度)	目標値(2004年度)
男女共同参画研修に参加した職員数	1,168人	2,000人

【第一次実施計画の事業】

事業内容等	担当部局
<p>知事を議長とする「男女共同参画推進会議」をはじめとする庁内推進組織を活用し、男女共同参画施策を総合的かつ効果的に推進します。</p>	<p>生活部ほか全部局</p>
<p>県民局において男女共同参画を進める体制を整備し、市町村、NPO等と協働して施策を効率的に実施します。</p>	<p>生活部ほか全部局</p>
<p>県職員が、男女共同参画について理解を深めるとともに、人権尊重、男女共同参画の視点に立った施策の策定、実施にあたるため、体系的な研修を実施します。</p>	<p>生活部ほか全部局</p>
<p>女子職員の登用方針を明確にするとともに、その登用状況について公表します。( - 2の再掲)</p>	<p>総務局</p>
<p>人材育成方針に基づき、計画的な人材育成に努めるとともに、能力、意欲、適性に応じ幅広い職務を経験することができるよう、職員の配置について配慮します。( - 2の再掲)</p>	<p>総務局ほか全部局</p>
<p>県において、SOHO(在宅勤務等)での勤務を基本とした新しい職の導入に向けて、業務や勤務体系について具体的検討を進めます。( - 4の再掲)</p>	<p>総務局</p>
<p>労働時間短縮を普及促進するため、県が率先実行で勤務時間の目標を定め、時間外勤務の縮減、年次有給休暇の計画的取得の促進等に取り組みます。( - 5の再掲)</p>	<p>全部局</p>
<p>セクシュアル・ハラスメントのない快適な職場環境を確保するため、防止に関する研修会を実施するとともに、相談員等による相談・助言を行います。</p>	<p>総務局ほか関係部局</p>
<p>セクシュアル・ハラスメントのない職場環境、教育環境づくりのため、相談窓口を開設するとともに、パンフレットの作成、研修会等の開催などを行います。</p>	<p>教育委員会</p>

2 実施計画の策定

男女共同参画基本計画の着実な推進をはかるため、実施計画を策定します。

施策の目標と事業の推進方向を明らかにするとともに、その計画的な推進をはかるため、期間を定めて実施計画を策定します。

【第一次実施計画の目標】

目標項目	現状値	目標値（2004年度）
実施計画の策定	-	-

【第一次実施計画の事業】

事業内容等	担当部局
2002年度（平成14年度）から2004年度（平成16年度）までを期間とする第一次実施計画を策定し、施策の目標と事業を明らかにして基本計画の着実な実施と進行管理に努めます。	生活部

3 男女共同参画に関する施策の進捗状況、効果についての評価の実施

男女共同参画に関する施策の進捗状況について、報告書を作成し、公表します。

また、男女共同参画に関する施策を着実に実施するため、効果的な評価方法を検討し、実施します。

男女共同参画に関する施策の進捗状況を明らかにするため、三重県男女共同参画白書（仮称）を作成し、公表します。

男女共同参画に関する施策の進捗状況や効果について、「三重県男女共同参画審議会」において評価の方法等を検討し、実施します。

評価の結果を県民に公表し、今後の施策に反映させます。

【第一次実施計画の目標】

目標項目	現状値	目標値（2004年度）
三重県男女共同参画白書（仮称）の作成	-	-

【第一次実施計画の事業】

事業内容等	担当部局
男女共同参画に関する施策の進捗状況を明らかにするため、報告書「三重県男女共同参画白書」（仮称）を作成し、公表します。	生活部

事業内容等	担当部局
男女共同参画に関する施策の進捗状況や効果について、「三重県男女共同参画審議会」において評価の方法等を検討し、実施します。	生活部
評価を実施し、結果を県民に公表します。	生活部

#### 4 男女共同参画に関する調査・研究、情報の収集と提供

男女共同参画に関する調査を定期的実施するとともに、統計資料を収集し、県民等に情報提供します。

男女共同参画に関する県民の意識や実態等を定期的に調査します。  
国、都道府県、市町村、企業、団体等の情報を収集、整理し、県民等に提供します。

##### 【第一次実施計画の目標】

目標項目	現状値 (2001年度)	目標値(2004年度) (2002～2004年度の累計)
男女共同参画に関する調査研究件数	1	6

##### 【第一次実施計画の事業】

事業内容等	担当部局
男女共同参画に関する県民の意識や実態について調査します。	生活部
男女共同参画センター「フレンテみえ」において、調査・研究事業を実施します。	生活部
国、都道府県、市町村、企業、団体等の情報を収集、整理し、多様な媒体、手法を活用して、県民等に提供します。	生活部



5 男女共同参画に関する相談・苦情への対応

男女共同参画に関する相談や苦情について適切な対応を行います。

男女共同参画に関する県の施策について、相談・苦情窓口を明確にし、適切な対応を行います。

県民からの男女共同参画に関するさまざまな相談に応じる体制や機能について、現状を点検、整理し、充実をはかります。

【第一次実施計画の目標】

目標項目	現状値	目標値(2004年度)
男女共同参画センター「フレンテみえ」における相談件数	(2000年度) 1,969件	2,400件

【第一次実施計画の事業】

事業内容等	担当部局
男女共同参画に関する相談、苦情等について、生活部及び男女共同参画センター「フレンテみえ」等において適切な対応を行います。	生活部
県における男女共同参画に関するさまざまな相談・苦情に対応する体制について点検、検討し、充実をはかるとともに、県民への広報に努めます。	生活部

6 市町村との協働

県内各地で男女共同参画に関する取組が進むよう、市町村と協働するとともに、情報提供などの支援を行います。

県と市町村との連携を強化し、男女共同参画の推進に協働して取り組みます。

男女共同参画に関する施策の充実および推進体制の整備について、市町村に働きかけます。

市町村の主体性に配慮しつつ、男女共同参画施策の推進、条例や計画策定等に対する支援を行います。

【第一次実施計画の目標】

目標項目	現状値	目標値(2004年度)
男女共同参画基本計画策定市町村数	(2000年度) 10	25

【第一次実施計画の事業】

事業内容等	担当部局
市町村に対して、県における男女共同参画の現状や施策について情報を提供します。	生活部
市町村における取組を、情報紙「フレンテ」、男女共同参画センター「フレンテみえ」ホームページ等を活用して紹介します。	生活部
情報の共有をはかるため、市町村男女共同参画担当課長会議等を開催します。	生活部
市町村の男女共同参画担当職員等を対象に、研修会を開催します。	生活部
市町村の主体性に配慮しつつ、男女共同参画施策の推進、条例や計画策定、事業の実施等に対する支援を行います。	生活部
地域において、県民、NPO、事業者、行政等による実行組織を設置し、さまざまな課題に対する男女共同参画推進の取組を展開します。( - 4の再掲)	生活部

7 NPO、各種団体等との連携

県内各地で男女共同参画への取組が行われるよう、県民やNPO等の活動を支援するとともに、連携、協働を進めます。

NPO、各種団体、グループ等の活動と相互の連携を支援します。

NPO、各種団体、グループ等と連携を強化し、協働で事業を実施します。

【第一次実施計画の目標】

目標項目	現状値	目標値(2004年度)
男女共同参画センター「フレンテみえ」登録団体数	(2000年度) 235	300

【第一次実施計画の事業】

事業内容等	担当部局
多様な活動主体が連携・ネットワーク化し、新たなコミュニティの形成や地域社会における課題の解決に向けた活動を展開していくうえでの支援を行います。( - 4の再掲)	生活部
地域において、県民、NPO、事業者、行政等による実行組織を設置し、さまざまな課題に対する男女共同参画推進の取組を展開します。( - 4の再掲)	生活部
市町村、NPO等が行う男女共同参画推進の取組に対して、情報の提供、講師派遣等の支援を行います。( - 4の再掲)	生活部

8 男女共同参画センター「フレンテみえ」の機能の充実

男女共同参画を進める拠点として、情報提供、啓発、研修、交流、調査研究、相談等、男女共同参画センター「フレンテみえ」の機能を充実します。

男女共同参画センターの役割、事業について検討を行い、県内全域を対象としたセンター機能を充実します。

情報ライブラリーを充実するとともに、ホームページ、広報誌等多様な媒体を利用した情報提供を進めます。

県民ニーズの把握に努め、幅広い参加が得られるよう、多様な研修・講座を実施します。

NPO、各種団体、グループ等の活動を支援するとともに、交流機会や場の提供などネットワークづくりを支援します。

男女共同参画に関する調査研究を充実するとともに、NPO、各種団体等が行う調査研究活動を支援します。

相談事業の充実と各種相談機関との連携強化を進めます。

NPO、企業、各種団体、グループとの協働を進めるとともに、国、市町村、関係機関との連携を強化します。

【第一次実施計画の目標】

目標項目	現状値	目標値(2004年度)
男女共同参画センター「フレンテみえ」ホームページへのアクセス件数	(2000年度) 13,904件	20,000件

【第一次実施計画の事業】

事業内容等	担当部局
先進的な取組を進める男女共同参画支援施設等の事業内容、運営手法等を調査研究します。	生活部

事業内容等	担当部局
<p>ホームページを充実し、県民ニーズに応じた情報をメールマガジンの発行等インターネットを活用し提供します。</p>	生活部
<p>情報紙「フレンテ」を発行し、男女共同参画に関する情報提供を行います。</p>	生活部
<p>県民、NPO等の参画を得て、男女共同参画について考えるフォーラムを開催します。</p>	生活部
<p>男女共同参画に関して、対象者や課題などさまざまなニーズに対応できる多様な講座を開催します。 また、各種講座等の開催にあたっては、誰もが参加しやすいよう、託児サービス、休日・夜間開催等参加者の立場に立った配慮を行います。</p>	生活部
<p>さまざまな社会活動に主体的に参画することができるように、地域のリーダー等を対象に、政策形成能力、マネジメント能力等の向上を目的とした研修会を開催します。( - 3の再掲)</p>	生活部
<p>各種事業における託児サービスを促進するため、保育ボランティアの育成を支援します。</p>	生活部
<p>県民、事業者、市町村等が行う男女共同参画に関する講座等に対して、講師派遣、資料の提供などの支援を行います。</p>	生活部
<p>個人、NPO等の活動を支援するため、登録団体等への情報提供、活動の場の提供等の支援を行うとともに、登録制度のPRに努めます。</p>	生活部
<p>国際的な視野を持った地域のリーダーを養成するため、国内外先進地調査研究に対する支援を行います。</p>	生活部
<p>男女のライフステージに生じるさまざまな問題について、電話や面接により相談に応じます。 また、専門的相談として、弁護士、医師、看護大学教員等による相談を実施します。</p>	生活部
<p>相談者等に対し、必要に応じ、自己尊重講座、自己主張講座等を通じて問題解決と自立の支援を行います。</p>	生活部
<p>相談者の心情や精神状態に十分配慮した対応ができるように、相談員等に対する研修を実施します。</p>	生活部

## 第一次実施計画における目標一覧

### 第2章 施策の方向、施策及び実施事業

#### 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進

目標項目	現状値	目標値(2004年度)
男女共同参画意識普及度	(2001年度) 54.0%	59%
人権教育基本方針策定市町村数	(2000年度) 5	35
男女共同参画に関する講座等の受講者数	(2000年度) 1,192人	1,400人
「三重の労働」等による情報提供件数	(2001年度) 10件	20件
報道機関への情報提供数	(2000年度) 28件	48件
国際ボランティア人数	(2001年度) 540人	630人

#### 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進

目標項目	現状値	目標値(2004年度)
県の審議会等への女性委員の登用率	(2001年度) 26.9%	32%
マネージャー以上の女性職員数	(2002年4月1日) 36人	(2005年4月1日) 50人
審議会等女性委員登用促進策取組市町村数	(2001年度) 14	35
優良表彰企業数(累計)	-	平成14年度において設定
研修会等への講師派遣回数	(2000年度) 45回	60回
ポジティブ・アクション取組事例紹介件数	-	平成14年度において設定

#### 働く場における男女共同参画の推進

##### - 雇用等の分野における男女共同参画の推進

目標項目	現状値	目標値(2004年度)
事業者向け研修会等への参加事業所数	(2001年度) 142	200
女性を管理職に登用している企業等の割合	(1999年度) 37.8%	43%
職業能力開発機会への女性参加率	(2001年度) 41.5%	48%
多様な就業形態を導入している事業所の割合	-	平成14年度において設定
年間総労働時間数	(2001年) 1,897時間	1,800時間

- 農林水産業、商工業等の自営業における男女共同参画の推進

目標項目	現状値	目標値(2004年度)
女性農業委員数	(2000年度) 25人	165人
農村・漁村女性アドバイザー数	(2000年度) 119人	180人
家族経営協定締結推進モデル農家数	(2000年度) 83	325
女性起業数	(2000年度) 16経営体	23経営体

家庭・地域における男女共同参画の推進

目標項目	現状値	目標値(2004年度)
ファミリー・サポート・センターの設置数	(2001年度) 1	10
地域子育て支援センター数	(2000年度) 37ヶ所	88カ所
介護保険制度利用率	(2000年度) 79.1%	81%
リーディング委員会(仮称)活動参加者数	-	500人

人権の尊重と心身の健康支援

- 男女共同参画を阻害する暴力等への取組

目標項目	現状値	目標値(2004年度)
DV防止ネットワーク数	(2001年度) 1	10 (県1、地域9)
DVに対応する相談員を配置する機関数	(2001年度) 10ヶ所	24ヶ所
セクハラ対策に取り組んでいる企業の割合	-	平成14年度において 設定
青少年健全育成協力店数	(2000年度) 518店舗	1,000店舗

- 生涯を通じた男女の健康と生活の支援

目標項目	現状値	目標値(2004年度)
健康と感じる人の割合	(2001年度) 77.4%	80%
妊産婦の訪問指導を行っている市町村の割合	(2001年度) 52%	61%
バリアフリー公共施設面積	(1999年度) 1,403千m <sup>2</sup>	3,818千m <sup>2</sup>

### 第3章 計画の推進

目標項目	現状値	目標値(2004年度)
男女共同参画研修に参加した県職員数	(2001年度) 1,168人	2,000人
実施計画の策定	-	-
三重県男女共同参画白書(仮称)の作成	-	-
男女共同参画に関する調査研究件数	(2001年度) 1件	(2002~2004年度の累計) 6件
男女共同参画センター「フレンテみえ」における相談件数	(2000年度) 1,969件	2,400件
男女共同参画基本計画策定市町村数	(2000年度) 10	25
男女共同参画センター「フレンテみえ」登録団体数	(2000年度) 235	300
男女共同参画センター「フレンテみえ」のホームページへのアクセス件数	(2000年度) 13,904件	20,000件

…新しい総合計画「三重のくにづくり宣言」第二次実施計画における目標項目

## 参 考 デ ー タ

### 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進

項目	現状値	資料出所
トップセミナー参加者数	(2001年度) 271人	男女共同参画室調べ
男女共同参画に関する新聞記事件数 1	(2001年度) 83件	2001.4.1～2002.3.20 男女共同参画室調べ
総合教育センターにおける男女共同参画に関する研修への教員参加者数	(2001年度) 266人	
家庭教育セミナー参加者数	(2000年度) 812人	ｽｰｯ・生涯学習課調べ
女性指導者研修参加者数 2	(2000年度) 220人	ｽｰｯ・生涯学習課調べ
青年海外協力隊隊員数(派遣中) 3	(2001年度) 40人(男19、女21)	2001.10.31現在 JICA青年海外協力隊 事務局調べ
海外技術研修員数(研修中) 4	(2001年度) 7人(男2、女5)	2001.10.31現在 国際室調べ

- 1 県や市町村の事業に関連した男女共同参画に関する新聞記事の件数
- 2 社会教育研修支援事業費の一部として実施している男女共同参画指導者研修セミナーの参加者数
- 3 ODAにより、途上国の発展を支援するため、派遣されている青年海外協力隊員の三重県出身者数
- 4 三重県に累積された技術を活用し、官民協力して行う海外技術研修制度により研修を受けている人数

### 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進

項目	現状値	資料出所	
県議会議員数	(2001年度) 55人(男54、女1)	2002.1.31現在	
県行政委員会委員数 1	(2001年度) 66人(男58、女8)	2002.2.1現在	
県の審議会等における委員数	(2001年度) 998人(男730、女268)	2001.6.1現在 男女共同参画室調べ	
人材リスト登録人数 2	(2001年度) 605人	2001.4.1現在 男女共同参画室調べ	
県職員採用者数	(2001年度) 89人(男66、女23)	職員課調べ	
県職員	職員数	(2001年度) 5,141人(男4,186、女955)	職員課調べ
	管理職への女性登用率 3	(2001年度) 6.2%(男609、女40)	職員課調べ
県教員採用者数	小学校	(2001年度) 44人(男13、女31)	教職員課調べ
	中学校	36人(男16、女20)	
	県立学校	69人(男40、女29)	



項目		現状値	資料出所
小学校	教員数	(2001年度) 6,178人 (男2,548、女3,630)	教職員課調べ
	管理職への女性登用率 4	(2001年度) 19.4%(男696、女167)	教職員課調べ
中学校	教員数	(2001年度) 3,497人 (男2,175、女1,322)	教職員課調べ
	管理職への女性登用率 5	(2001年度) 3.2%(男346、女11)	教職員課調べ
県立学校	教員数	(2001年度) 3,803人 (男2,663、女1,140)	教職員課調べ
	管理職への女性登用率 6	(2001年度) 8.2%(男184、女15)	教職員課調べ
県教育委員会	職員数	(2001年度) 372人 (男295、女77)	教職員課調べ
	管理職への女性登用率 7	(2001年度) 2.4%(男42、女1)	教職員課調べ
県立学校	職員数	(2001年度) 312人 (男200、女112)	教職員課調べ
	管理職への女性登用率 8	(2001年度) 28.3%(男60、女17)	教職員課調べ
市町村議会議員数		(2001年度) 1,150人(男1,064、女86)	2002.1.31現在 男女共同参画室調べ
市町村行政委員会委員数 9		(2001年度) 2,582人(男2,441女141)	2001.6.1現在 男女共同参画室調べ
市町村	審議会等への女性委員登用率	(2001年度) 16.0%	2001.6.1現在 男女共同参画室調べ
	管理職への女性登用率 10	(2001年度) 9.0%(男2,194、女216)	2001.4.1現在 男女共同参画室調べ
民生委員数		(2001年度) 3,837人 (男1,783、女2,054)	12月改選後 健康福祉政策課調べ

- 1 地方自治法第180条の5に規定する県の各種委員会の委員数
- 2 県の審議会等の女性委員登用促進のため整備したリスト「アイリス21人材リスト」に登録された人数
- 3 県職員(知事部局)のうち、課長級以上の女性職員の割合
- 4～6 小学校(中学校・県立学校)の教員のうち、校長、教頭の女性教員の割合
- 7 教育委員会事務局職員のうち、課長級以上の女性職員の割合
- 8 県立学校職員のうち、事務長の女性職員の割合
- 9 地方自治法第180条の5に規定する市町村の各種委員会の委員数
- 10 市町村職員のうち、課長級以上の女性職員の割合

働く場における男女共同参画の推進

- 雇用等の分野における男女共同参画の推進

項目	現状値	資料出所
就業者数	(2000年) 929,866人 (男544,337、女385,529)	総務省「国勢調査」
15歳以上の労働力率 1	(2000年) 男72.1%、女47.1%	総務省「国勢調査」
所定内給与額 2	(2000年) 男326千円、女211千円	厚生労働省「賃金構造基本統計調査」
平均勤続年数	(2000年) 男14.7年、女9.5年	厚生労働省「賃金構造基本統計調査」
津高等技術学校学卒者訓練生	(2001年度) 146人(男138、女8)	2001.4.1現在 職業能力開発室調べ
育児休業規定整備率	(1999年度) 57.7%	勤労福祉課「女性の就労環境実態調査」
介護休業規定整備率	(1999年度) 33.3%	勤労福祉課「女性の就労環境実態調査」
セクシュアル・ハラスメント相談件数	(2000年度) 169件	三重労働局調べ

1 15歳以上の就業者と完全失業者を合わせた労働力人口が、人口に占める割合

2 きまって支給する給与のうち、所定外給与以外のもの

- 農林水産業、商工業等の自営業における男女共同参画の推進

項目	現状値	資料出所
農業就業人口(販売農家)	(2000年) 69,615 (男29,824、女39,791)	農林水産省「農(林)業センサス結果」
認定農業者数	(2000年度) 男1,869人、女27人	農林水産経営企画課調べ
農業大学校在学学生数 1	(2001年度) 65人(男51、女14)	
酪農ヘルパー利用酪農家率 2	(2000年度) 37.6%	農林水産経営企画課調べ

1 農業大学校養成科在学学生数

2 酪農家が休みをとる際に、酪農家に代わって搾乳や飼料給与などの作業を行う仕事に従事する酪農ヘルパーを利用した割合

家庭・地域における男女共同参画の推進

項目	現状値	資料出所
保育所（認可）	（2001年度） 447ヶ所、37,970人	こども家庭課調べ
乳児保育実施保育所	（2000年度） 67ヶ所、16市町村	こども家庭課調べ
延長保育実施保育所	（2000年度） 62ヶ所、21市町村	こども家庭課調べ
休日保育実施保育所	（2000年度） 1ヶ所、1市町村	こども家庭課調べ
乳幼児健康支援一時預かり事業（病後児保育）実施保育所	（2000年度） 3ヶ所、3市町村	こども家庭課調べ
一時保育実施保育所	（2000年度） 10ヶ所、5市町村	こども家庭課調べ
ファミリー・サポート・センターの会員数	（2001年度） 294人	2002.2.28現在 勤労福祉課調べ
放課後児童クラブ 2	（2001年度） 110ヶ所、30市町村	こども家庭課調べ
児童館設置数	（2001年度） 42ヶ所、23市町村	こども家庭課調べ
みえこども家庭健康センターにおける電話相談受付件数	（2000年度） 1,792件	こども家庭課調べ
地域住民を主体とした青少年健全育成活動 3	（2001年度） -	青少年育成課調べ
高齢者夫婦のみの世帯数	（2000年度） 58,236世帯	総務省「国勢調査」
高齢者単身世帯数	（2000年度） 42,226世帯 （男9,119、女33,107）	総務省「国勢調査」
高齢者の人数と割合	（2000年） 350,959人、18.9% （男146,959、女204,000）	総務省「国勢調査」
高齢者のいる世帯数と割合	（2000年） 238,186世帯、37.5%	総務省「国勢調査」
要介護（支援）認定者数	（2001年度） 42,426人	長寿社会課調べ
市町村における介護予防、生活支援事業実施率 4	（2000年度） 65.6%	長寿社会課調べ
介護サービス基盤整備率 5	（2000年度） 89.3%	長寿社会課調べ

項目	現状値	資料出所
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	(2000年度) 77ヶ所、定員4,860人	長寿社会課調べ
介護老人保健施設	(2000年度) 48ヶ所、定員4,692人	長寿社会課調べ
療養型病床群	(2000年度) 45ヶ所、定員997人	長寿社会課調べ
養護老人ホーム	(2000年度) 21ヶ所、定員1,320人	長寿社会課調べ
在宅介護サービス利用率 6	(2000年度) 53.7%	長寿社会課 「介護保険事業状況報告」
デイサービス施設数 (通所リハビリテーション含む)	(2000年度) 243ヶ所	長寿社会課調べ
痴呆性高齢者グループホーム設置ヶ所数	(2000年度) 21ヶ所	長寿社会課調べ
軽費老人ホーム(ケアハウス)	(2000年度) 22ヶ所、定員891人	長寿社会課調べ
訪問介護員(ホームヘルパー)数	(2000年度) 2,873人	長寿社会課調べ
介護支援専門員(ケアマネージャー)数	(2001年度) 3,371人	長寿社会課調べ
高齢者ショートステイ利用回数	(2001年度) 20,345日/月	2001.10 長寿社会課調べ
高齢者デイサービス利用回数	(2001年度) 80,620回/月	2001.10 長寿社会課調べ
バリアフリーアドバイザー登録者数 7	(2000年度) 233人	健康福祉政策課調べ
ボランティア活動者数 8	(2000年度) 73,816人	健康福祉政策課調べ

- 1 市町村が住民との協働のもとに子育て支援ネットワークを形成するために育成するリーダー
- 2 保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校低学年児童の適切な遊びや生活の場として設置する「放課後児童クラブ」の数
- 3 地域住民を主体として構成する青少年健全育成活動組織の数
- 4 介護予防事業、生活支援事業の主要事業実施市町村の割合
- 5 特別養護老人ホームの「三重県高齢者保健福祉計画」に基づく整備達成率
- 6 介護が必要とされている高齢者等のうち、在宅介護サービスを利用して在宅での生活をおくっている県民の割合
- 7 県の開催するバリアフリーアドバイザー養成講座を受講し、登録した人の数
- 8 県および市町村ボランティアセンターが把握しているボランティア活動をしている人の数

人権の尊重と心身の健康支援

- 男女共同参画を阻害する暴力等への取組

項目		現状値	資料出所
DV相談件数	女性相談所等	(2000年度) 531件	女性相談所調べ
	男女共同参画センター	(2000年度) 85件	男女共同参画センター調べ
	警察本部	(2001年) 85件	2001.10.13～12.31 警察本部調べ
DV被害者保護実施件数		(2001年度) 68件	女性相談所調べ
DV防止法に基づく命令件数 1		(2001年度) 1件	男女共同参画室調べ
配偶者暴力相談支援センター機能を果たす機関の数		(2001年度) -	こども家庭課調べ
ストーカー事案の把握数		(2001年) 140件	警察本部調べ
売春防止法による保護件数		(2000年度) 2件	女性相談所調べ
警察本部における各種被害相談窓口の活用実績		(2001年) 255件	警察本部調べ
警察学校等における被害者対策に関する職員教養受講者数		(2001年) 305人	警察本部調べ
命の危険を感じるくらいの暴行を受けた人の割合 2		(2000年度) 2.2%	男女共同参画室「県民意識と生活実態調査」

1 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(いわゆるDV防止法)に基づいて、接近禁止命令又は退去命令がなされた件数

2 配偶者や恋人から、1度でも命の危険を感じるくらいの暴行を受けたことのある人の割合

- 生涯を通じた男女の健康と生活の支援

項目		現状値	資料出所
周産期死亡率(出生千対) 1		(2000年) 5.9人	厚生労働省 「人口動態統計」
人工妊娠中絶件数		(2000年) 5,198件 (うち20歳未満711件)	厚生労働省 「母体保護統計」
乳がん検診率		(2000年度) 6.8%	健康対策課調べ
子宮がん検診率		(2000年度) 8.1%	健康対策課調べ
乳児死亡率(出生千対)		(2000年) 3.2人	厚生労働省 「人口動態統計」

項目	現状値	資料出所
生きがいのある人の割合	(2001年度) 青年期 : 47.4% 中壮年期 : 63.8%	こころの健康センター 「こころのケア実態調査」
よくストレスを感じる人の割合	(1999年度) 16.7%	健康対策課 「健康実態調査」
自殺者数	(2000年) 431人(男287、女144)	厚生労働省 「人口動態統計」
商業施設等でバリアフリー化された施設数 2	(2000年度) 166施設	健康福祉政策課調べ
公的なバリアフリー融資の伸び率 3	(2000年度) 1.4%	建築住宅課 「公庫融資利用者調査」
様々な社会活動に参加する高齢者の割合 4	(2001年度) 44.8%	長寿社会課調べ
ひとり親世帯数	(2000年) 8,829世帯 (母子7,639、父子1,190)	総務省「国勢調査」
母子相談員相談件数 5	(2000年度) 8,051件	こども家庭課調べ
母子寡婦福祉資金貸付件数 6	(2000年度) 556件	こども家庭課調べ
母子家庭等介護人派遣日数 7	(2000年度) 26日	こども家庭課調べ

1 妊娠満22週以後の死産と生後1週間未満の死亡数の合計

2 ハートビル法により計画認定された施設数及び三重県バリアフリーのまちづくり推進条例に基づく整備基準に適合した施設数

3 公的な融資を受けてバリアフリー化を行った住宅件数の伸び率

4 就労、ボランティア、生涯学習、余暇活動等の社会活動に参加した高齢者の割合

5 母子家庭及び寡婦等に対し母子相談員が相談指導を行った件数

6 母子及び寡婦福祉資金貸付件数(新規及び継続)

7 母子及び父子家庭が介護人の派遣を受けた述べ日数

### 第3章 計画の推進

項目	現状値	資料出所
男女共同参画推進条例制定市町村数	(2001年度) 3	男女共同参画室調べ
男女共同参画都市宣言実施市町村数 1	(2001年度) 3	男女共同参画室調べ

1 国との共催で宣言を行った市町村、及び独自に宣言を行った市町村の数

その他

項目		現状値	資料出所
年齢3区分別人口		(2000年) 0～15歳未満 28万人(15.2%) 15歳～64歳 122万人(65.8%) 65歳以上 35万人(18.9%)	総務省「国勢調査」
出生数		(2000年) 17,726人	厚生労働省 「人口動態統計」
合計特殊出生率 1		(2000年) 1.48人	厚生労働省 「人口動態統計」
1世帯当たりの人数		(2000年) 2.92人	総務省「国勢調査」
婚姻件数(人口千人当り)		(2000年) 11,271件(6.1件)	厚生労働省 「人口動態統計」
離婚件数(人口千人当り)		(2000年) 3,549件(1.9件)	厚生労働省 「人口動態統計」
平均初婚年齢		(2000年) 夫28.3歳、妻26.5歳	厚生労働省 「人口動態統計」
未婚率	25～29歳	(2000年) 男64.7% 女47.9%	総務省「国勢調査」
	30～34歳	男37.4% 女20.4%	
	35～39歳	男21.1% 女9.5%	
高校進学率		(2001年度) 男95.1%、女96.3%	文部科学省 「学校基本調査」
短大進学率		(2001年度) 男1.3%、女15.5%	文部科学省 「学校基本調査」
大学進学率		(2001年度) 男44.8%、女31.9%	文部科学省 「学校基本調査」

1 一人の女性が生涯の間に平均何人の子どもを産むかの推計値

三重県生活部男女共同参画室

住所 三重県津市広明町 13 番地 ( 〒 514-8570 )

電話 059-224-2225

FAX 059-224-3076

E-mail iris @ pref.mie.jp